

教 育 委 員 会 会 議 次 第

令和6年1月26日(金)
午後1時10分～
函南町役場 3階 教育委員会室

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 教育長の報告その他事務事業の報告

4 付議案件

- 議案第1号 待機児童対策について
- 議案第2号 令和6年度図書特別整理期間による町立図書館の休館日について
- 議案第3号 令和5年度函南町一般会計「教育費」補正予算について
- 議案第4号 令和6年度函南町一般会計「教育費」予算について
- 議案第5号 要保護及び準要保護児童生徒の認定について

5 報 告

- 報告第1号 令和6年度小学校・中学校入学通知について
- 報告第2号 令和5年度函南町一般会計「教育費」補正予算について

6 そ の 他

- (1) 令和5年度卒業・卒園式及び令和6年度入学・入園式について
- (2) 後援申請について
 - ア 第45回明治大学 マンドリン倶楽部定期演奏会
 - イ 金管楽器 体験見学会

次回委員会開催予定

定例会 令和6年2月28日(水) 13:10～ 函南町役場 3階 教育委員会室

教育長関係報告事項

令和6年1月26日（金）

月日	曜日	内 容
12月22日	金	・教育支援センター運営協議会(10:00～)
12月25日	月	・課長等連絡会議(8:40～) ・企画会議(9:00～)
12月27日	水	・函南町役場職員組合団体交渉(15:30～)
12月28日	木	・仕事納め式(16:30～)
1月4日	木	・仕事始め式(8:15～) ・教育委員会仕事始め式(8:30～)
1月5日	金	・新年初顔合わせ会(10:00～)
1月7日	日	・はたちの集い(10:30～) ・消防団出初式(14:45～)
1月9日	火	・企画会議(9:00～)
1月11日	木	・令和6年度当初予算町長査定(13:30～)
1月14日	日	・函南町マラソン大会(9:30～)
1月16日	火	・地区推進委員長連絡会(10:00～)
1月17日	水	・田方地区教育長会(10:00～) ・三島地区保護司会「受賞を祝う会及び新年総会」(17:15～)
1月18日	木	・主幹・教務主任研修会(13:00～) ・田方地区学校保健会理事会(15:30～)
1月22日	月	・課長等連絡会議(8:40～) ・企画会議(9:00～) ・Tボール贈呈式(16:00～)
1月23日	火	・地教委交渉(15:00～)
1月24日	水	・静東教育事務所管内市町教育委員委員会教育長会(9:15～) ・文化財保護審議会(10:00～) ・部活動検討委員会(13:00～)
1月25日	木	・更生保護女性会式典及び受賞を祝う会(9:30～)
1月26日	金	・田方地区教育長会(9:00～) ・定例教育委員会(13:10～) ・函南町教育奨励賞授与式(15:00～)

議案第 1 号

待機児童対策について

保育所等利用待機児童対策として、公立幼稚園を幼保連携型認定こども園へ移行することについて、教育委員会の意見を求める。

令和 6 年 1 月 26 日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

将来的に見込まれる保育需要の増大に対処するため、待機児童対策として、公立幼稚園を幼保連携型認定こども園へ移行することについて、教育委員会の意見を求めるものです。

待機児童対策について

(函南町 厚生部 子育て支援課)

【1. 概 要】

函南町における令和5年4月1日時点での待機児童数は5名で、静岡県内で唯一待機児童が発生している。令和7年度からは、保育所入所時の保護者の就労時間要件特例期間が終了し、【就労時間96時間/月】から【就労時間64時間/月】に変更となるため、保育需要の増加が見込まれる。

待機児童増加が見込まれるのは0～2歳児であることから、自由ヶ丘幼稚園を幼保連携型認定こども園に移行し、待機児童の解消を図る。

○ 函南町の待機児童数の推移

令和3年4月1日 27人(0歳 8人、1歳 13人、2歳 6人)

令和4年4月1日 16人(0歳 0人、1歳 11人、2歳 4人、3歳 0人、4歳 1人)

令和5年4月1日 5人(0歳 0人、1歳 4人、2歳 1人)

【2. 事業スケジュール(案)】

(1)教育保育施設整備基本方針策定業務委託【令和5年度】

(2)こども園化改修工事設計業務委託【令和6年度】

(3)こども園化改修工事【令和7年度】

(4)こども園開園【令和8年度】

【3. その他】

・国庫補助金：就学前教育・保育施設整備交付金(補助率1/3(幼稚園部分のみ))

・幼保連携型認定こども園の設置基準に基づき必要となる園舎に備えるべき設備等

職員室・・・既存設備があるが職員増により面積を増やす必要あり。

乳児室、ほふく室・・・保育室を改修し利用できる。

遊戯室・・・既存幼稚園の設備を利用できる。(幼稚園移行特例)

保健室・・・既存設備利用可

調理室・・・新たに設置が必要。概算面積112㎡(30食数を想定)。3-5歳児については現在の給食配送で可である。※20人未満の食数であれば調理室は不要。

便所・・・0-2歳児に適した改修が必要。既存和式も洋式改修が必要。

飲料水用設備等・・・手洗い、足洗が区別して必要。

教育・保育施設整備における現状と課題

本町では令和5年4月現在で待機児童が発生しています。県内他市町でも待機児童の発生が散見されますが、その多くは保育士の退職等による一時的なものや申込の地域的偏在によるものが多く、定員不足による恒常的な待機児童の発生は全国的にもごく少数であると報告されています。

また、本町においても中長期的な視点で見ると就学前児童数は減少傾向と見込まれている一方で、目下の課題として就労時間の要件引き下げによる保育ニーズの増加はおよそ確定的であり、児童数の減少を加味したとしても定員数の不足は明らかです。待機児童問題の解消や今後のニーズ増への体制を整備するとともに、長期的には統廃合や民間との連携による効率的な運用により施設の縮小やサービスの充実へと転換していく必要があります。

●就労時間の要件引き下げに伴う保育ニーズの増加見込み

		令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
量の見込み（合計）		691	683	-	-	-	-	-	-
確保方策		693	693	-	-	-	-	-	-
96h→64h 引下げ 増加分	0歳児	-	-	13	13	13	12	12	12
	1歳児	-	-	10	10	10	10	9	9
	2歳児	-	-	6	5	5	5	5	5
	3～5歳児（保育）	-	-	4	4	4	4	4	4
増加分合計		-	-	33	32	32	31	30	30

(参考) 待機児童 実績及び (見込み)	1歳児	4	(4)	(4)	(4)	(4)	(3)	(3)	(3)
	2歳児	1	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(0)	(0)

※推計値はニーズ量であり、実際に発生し得る待機児童の数を示すものではない

※令和7年度以降の量の見込みは、「第3次子ども・子育て計画」の策定及び基礎調査の結果を元に算出されるため、現時点では掲載していない。

※児童数推計は令和4年度「函南町第2次子ども・子育て支援事業計画」中間見直し時の推計結果を参照

※平成30年度に実施したアンケート調査の保護者の就労状況を参照

○子ども・子育て支援法

(支給要件)

第十九条 子どものための教育・保育給付は、次に掲げる小学校就学前子どもの保護者に対し、その小学校就学前子どもの第二十七条第一項に規定する特定教育・保育、第二十八条第一項第二号に規定する特別利用保育、同項第三号に規定する特別利用教育、第二十九条第一項に規定する特定地域型保育又は第三十条第一項第四号に規定する特例保育の利用について行う。

- 一 満三歳以上の小学校就学前子ども（次号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。）
 - 二 満三歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
 - 三 満三歳未満の小学校就学前子どもであって、前号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの
- 2 内閣総理大臣は、前項第二号の内閣府令を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

○子ども・子育て支援法施行規則

(法第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由)

第一条の五 法第十九条第一項第二号の内閣府令で定める事由は、小学校就学前子どもの保護者のいずれもが次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 一月において、四十八時間から六十四時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること。
- 二 妊娠中であるか又は出産後間がないこと。
- 三 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること。
- 四 同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護又は看護していること。
- 五 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
- 六 求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。
- 七 次のいずれかに該当すること。
 - イ 学校教育法第一条に規定する学校、同法第二百二十四条に規定する専修学校、同法第二百三十四条第一項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。
 - ロ 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第三項に規定

する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発総合大学校において行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）第四条第二項に規定する認定職業訓練その他の職業訓練を受けていること。

八 次のいずれかに該当すること。

イ 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがあると認められること。

ロ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第一条に規定する配偶者からの暴力により小学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められること（イに該当する場合を除く。）

九 育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設、特定地域型保育事業又は特定子ども・子育て支援施設等（以下この号において「特定教育・保育施設等」という。）を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること。

十 前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして市町村が認める事由に該当すること。

○函南町保育の必要性の認定等に関する規則（施行日：平成 27 年 4 月 1 日）

（府令第 1 条の 5 第 1 号の町が定める時間）

第 3 条 子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号。以下「府令」という。）第 1 条の 5 第 1 号の町が定める時間は、64 時間とする。

附 則

（就労時間に係る要件に関する特例）

3 施行日から起算して 10 年を経過する日までの間は、第 3 条中「64 時間」とあるのは、「96 時間」とする。

議案第 2 号

令和 6 年度図書特別整理期間による町立図書館の休館日について

令和 6 年度の図書特別整理期間として、函南町立図書館の管理及び運営に関する規則（平成25年函南町教育委員会規則第 1 号）第 4 条第 1 項第 4 号の規定により、町立図書館の休館日を定めたいので、教育委員会の承認を求める。

休館日 令和 7 年 2 月 25 日 (火) から 3 月 5 日 (水) まで

令和 6 年 1 月 26 日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

年 1 回の蔵書点検作業など行う図書特別整理期間を、町立図書館休館日に定めるため、教育委員会の承認を求めるものです。

○函南町立図書館の管理及び運営に関する規則

平成25年2月5日教委規則第1号
改正 平成26年4月22日教委規則第6号
平成26年7月18日教委規則第7号

函南町立図書館の管理及び運営に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、函南町図書館等複合施設の設置、管理及び使用料に関する条例（平成24年函南町条例第16号。以下「条例」という。）第17条の規定に基づき、函南町立図書館（以下「図書館」という。）の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 図書館は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 図書、記録、視聴覚教育の資料その他必要な資料（以下「図書館資料」という。）を収集し、整理し、保存して利用に供すること。
- (2) 図書館資料の利用に関して、その相談に応ずること。
- (3) 読書会、研究会、講演会、鑑賞会、資料展示会等の開催及びその奨励に関すること。
- (4) 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。
- (5) 他の図書館、学校、公民館等との連絡及び協力並びに他の図書館との図書館資料の相互貸借に関すること。
- (6) その他必要な業務に関すること。

(開館時間)

第3条 図書館の開館時間は、午前9時30分から午後6時（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日にあつては、午後5時）までとする。ただし、水曜日は午前9時30分から午後8時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第4条 図書館の休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 月曜日（その日が祝日法に規定する休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）
- (2) 年末年始（12月29日から翌年の1月4日まで。ただし、4日が月曜日の場合は5日まで）
- (3) 図書整理日（毎月第4金曜日とし、その日が祝日法に規定する休日に当たるときは、その前日とする。）
- (4) 図書特別整理期間（毎年10日以内の範囲において教育委員会が定める期間）

(館内利用)

第5条 第2条第1号に規定する図書館資料を図書館内において利用する者（以下「館内利用者」という。）は、所定の場所において利用しなければならない。

- 2 館長が指定する図書館資料は、館長が指定した場所において利用しなければならない。
- 3 館内利用者が退館するときは、当該利用した図書館資料を所定の場所に返却しなければならない。

(遵守事項)

第6条 館内利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 図書館資料を利用する場所では、音読（所定の場所において音読をする場合を除く。）、談話、飲食その他他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (2) 建物敷地内では、喫煙をしないこと。
- (3) その他管理上必要な事項について館長の指示に従うこと。

(館外貸出し)

第7条 館長は、図書館資料の館外貸出しを行うことができる。

2 図書館資料の館外貸出しを受けることができる者は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 町内に居住する者
- (2) 町内に通勤し、又は通学する者（前号に掲げる者を除く。）
- 3 館長は、広域的な図書館活動を行うため必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、館外貸出しを行うことができる。
- 4 身体障害その他の理由により、来館することが困難であると認められる者に対しては、郵送等による館外貸出しを行うことができる。
- 5 館外貸出しを受けられる図書館資料の点数は、1人につき図書は10冊以内、雑誌は3冊以内、

視聴覚資料は3点以内とする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

6 館外貸出しの期間は、貸出日から15日以内とする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

7 図書館資料のうち、次に掲げるものは貸出しをしない。

- (1) 汚損又は破損が著しいもの
- (2) 破損しやすく、保存上特別な注意を必要とするもの
- (3) 第5条第2項に規定する図書館資料（館長が特に認めた場合を除く。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、館長が貸し出すことを不適当と認めたもの（利用者カード）

第8条 図書館資料の館外貸出しを受けようとする者は、身元を証する書類を提示して利用者カード交付申込書（様式第1号）を館長に提出し、利用者カードの交付を受けなければならない。

2 館外貸出しを受けるときは、利用者カードを提示しなければならない。

3 利用者カードは、他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は不正に使用してはならない。

（利用者カードの取扱い）

第9条 利用者カードの交付を受けた者は、利用者カード交付申込書に記載した事項に変更があったときは、速やかに利用者カード記載事項変更届（様式第2号）を館長に提出しなければならない。

2 利用者カードの交付を受けた者は、利用者カードを紛失し、又は損傷したときは、利用者カード紛失・損傷届（様式第3号）を館長に提出しなければならない。

3 前項の規定による届出を受けたときは、館長は、利用者カードの再交付をすることができる。

4 利用者カードを再交付したときは、当該届け出た者から実費を徴収することができる。

（団体貸出し）

第10条 館長は、図書館資料の団体貸出しを行うことができる。

2 図書館資料の館外貸出しを受けることができる団体は、次に掲げるとおりとする。

(1) 町内の教育施設その他公共施設

(2) 町内の社会教育関係団体

(3) 前2号に掲げる団体のほか、館長が適当と認める町内の団体、事業所等

3 館外貸出しを受けられる図書資料の点数は、1団体につき100冊以内とする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

4 館外貸出しの期間は、貸出日から2か月以内とする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

5 第7条第7項の規定は、団体貸出しについて準用する。

（団体利用者カード）

第11条 図書館資料の館外貸出しを受けようとする団体の責任者は、身元を証する書類を提示して団体利用者カード交付申込書（様式第4号）を館長に提出し、団体利用者カードの交付を受けなければならない。

2 第8条第2項及び第3項の規定は、団体利用者カードについて準用する。

（団体利用者カードの取扱い）

第12条 第9条の規定は、団体利用者カードの取扱いについて準用する。

（貸出しに係る禁止事項）

第13条 貸出しを受けた者又は団体は、貸出しを受けた図書館資料を転貸し等営利目的に利用し、又は当該図書館資料の利用に関して金品等を受けてはならない。

（館外貸出しの停止）

第14条 館長は、図書館資料の貸出しを受けた者又は団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めて貸出しを停止することができる。

(1) 第7条第6項及び第10条第4項に規定する貸出し期間内に図書館資料を返納しなかったとき。

(2) 第8条第3項、第9条第2項又は第13条の規定に違反したとき。

（図書館資料の複製）

第15条 図書館資料の複製（複写）を求める者は、図書館資料複製申込書（様式第5号）を館長に提出しなければならない。

2 館長は、前項の申込みのあった場合において、複製により著作権法（昭和45年法律第48号）上問題が生ずるおそれがあると認めるときその他図書館資料の複製が適当でないとき、当該申込みに応じないものとする。

3 図書館資料を複製したときは、当該申込者から実費を徴収する。

（寄贈）

第16条 図書館は、図書館資料の寄贈を受けることができる。

2 図書館資料の寄贈に要する費用は、寄贈者の負担とする。ただし、館長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 寄贈を受けた図書館資料は、図書館所蔵の図書館資料と同様に取り扱うものとする。
(図書館協議会)

第17条 条例第15条に規定する函南町立図書館協議会（以下「協議会」という。）に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が未定の場合には、教育委員会がこれを招集することができる。

5 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

6 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 協議会の庶務は、図書館において処理する。

(職員)

第18条 図書館に館長、司書その他必要な職員を置く。

(委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、図書館の管理及び運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年4月22日教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年7月18日教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

議案第 3 号

令和 5 年度函南町一般会計「教育費」補正予算について

令和 5 年度函南町一般会計補正予算（第 6 号）のうち、教育委員会関係補正予算を別紙のとおり作成したので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 29 条の規定により、教育委員会の意見を求める。

令和 6 年 1 月 26 日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

令和 5 年度函南町一般会計補正予算（第 6 号）のうち、教育委員会関係補正予算について、町議会の議決を経るべき議案の作成にあたり、教育委員会の意見を求めるものです。

令和5年度 一般会計補正予算（第6号）3月補正予算

学 校 教 育 課 補 正 予 算

（歳 入）

（ 事 務 局 事 務 事 業 ）

（ 小 学 校 管 理 事 業 ）

（ 小 学 校 教 育 振 興 事 業 ）

（ 中 学 校 管 理 事 業 ）

（ 中 学 校 教 育 振 興 事 業 ）

令和5年度 学校教育課補正予算（第6号）要求一覧表

歳入

単位：千円

充当先事業名	歳入科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	説明
小学校教育振興事業 中学校教育振興事業	国庫支出金 国庫補助金 教育費国庫補助金 学校教育費補助金 要保護児童生徒援助費補助金	109	△ 45	64	補助対象者減により補助額の減少が見込まれるため見込額に減額補正する。
小学校教育振興事業 中学校教育振興事業	国庫支出金 国庫補助金 教育費国庫補助金 学校教育費補助金 特別支援教育就学奨励費補助金	1,965	△ 1,407	558	補助対象者減により補助額の減少が見込まれるため見込額に減額補正する。
幼児教育センター事務事業	国庫支出金 国庫補助金 教育費国庫補助金 学校教育費補助金 教育支援体制整備事業費交付金	2,736	△ 598	2,138	事業費確定により交付確定額に減額補正する。
小学校管理事業	国庫支出金 国庫補助金 教育費国庫補助金 学校教育費補助金 教育支援体制整備事業費補助金	710	△ 148	562	医療的ケア対象児童の登校日数が減少したことにより看護師の人件費も減少したため、交付額の減少が見込まれるので減額補正する。
事務局事務事業	県支出金 県補助金 教育費県補助金 学校教育費補助金 学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金	440	△ 8	432	交付決定額に減額補正する。
小学校管理事業	諸収入 雑入 雑入 雑入 線下補償料地元交付金	12	11	23	収入済み額に増額補正する。
中学校教育振興事業	諸収入 雑入 雑入 雑入 区域外就学援助費負担金	0	77	77	区域外就学の生徒が認定を受けたため、住所地自治体の負担金分について増額補正する。
合 計		5,972	△ 2,118	3,854	

令和5年度 学校教育課補正予算（第6号）要求一覧表

歳 出

単位：千円

事業名	歳出科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	説 明
事務局事務事業					
給料	一般職給	36,510	115	36,625	昇給分の不足による増額
共済費	一般共済組合負担金	12,337	20	12,357	昇給による給料増額に伴う増額
使用料及び賃借料	複写機使用料	360	20	380	教育委員会主催の研修会・会議等の参集開催が増え、資料等作成によりコピー料の不足が見込まれるため増額
小 計		49,207	155	49,362	
小学校管理事業					
給料	一般職給	13,450	40	13,490	昇給分の不足による増額
需用費	燃料費	4,088	200	4,288	灯油・ガソリン単価が想定以上に高騰し、使用量が増える冬季に不足が見込まれるため。 (内訳) 函南小100千円、丹那小20千円、桑村小30千円、東小50千円
	光熱水費	54,942	△ 4,600	50,342	電気使用料の値上げが想定より少額で、学校の節約効果もあったため。 (内訳) 函南小△1,000千円、丹那小△1,000千円、桑村小△1,000千円、東小600千円、西小△1,000千円
役務費	手数料 健康診断手数料	2,748	△ 400	2,348	実施人数が当初予定していた人数より少なくなったため。
委託料	施設管理委託料 グラウンド用塩化マグネシウム 散布業務委託料	2,523	△ 484	2,039	小中学校運動場防塵凍結防止剤散布業務委託の執行により契約差金が生じたため、減額補正する。
	設計管理委託料 小学校設計委託料	38,000	△ 2,300	35,700	西小学校長寿命化改修工事設計業務委託の執行により契約差金が生じたため、減額補正する。
	医療事業委託料 教職員健診業務委託料	1,734	△ 700	1,034	教職員の健康診断及び指定年齢検診業務委託の執行により契約差金生じたため、減額補正する。
小 計		117,485	△ 8,244	109,241	

令和5年度 学校教育課補正予算（第6号）要求一覧表

歳 出

単位：千円

事業名	歳出科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	説 明
小学校教育振興事業					
扶助費	就学援助費	8,790	△ 2,600	6,190	就学援助費及び特別就学援助費の支給額が当初見込みより減ったため、不要額を減額補正する。
小 計		8,790	△ 2,600	6,190	
中学校管理事業					
給料	一般職給	9,329	10	9,339	昇給分の不足による増額
需用費	燃料費	72	30	102	灯油・ガソリン単価が想定以上に高騰しているうえに、日々の価格変動が激しく使用量が増える冬季に不足が見込まれるため。 （内訳）函南中15千円、東中15千円
	光熱水費	37,026	△ 1,500	35,526	電気使用料の値上げが想定より少額で、学校の節約効果もあったため。 （内訳）函南中△1,000千円、東中△500千円
役務費	手数料 健康診断手数料	1,647	△ 500	1,147	実施人数が当初予定していた人数より少なくなったため。
委託料	医療事業委託料 教職員健診業務委託料	1,362	△ 500	862	教職員の健康診断及び指定年齢検診業務委託の執行により契約差金が生じたため、減額補正する。
小 計		49,436	△ 2,460	46,976	
中学校教育振興事業					
扶助費	就学援助費	9,472	△ 4,200	5,272	就学援助費及び特別就学援助費の申請者数が当初見込みより減ったため、不要額を減額補正する。
小 計		9,472	△ 4,200	5,272	
合 計		234,390	△ 17,349	217,041	

令和5年度 一般会計補正予算（第6号） 3月補正予算

生涯学習課補正予算

（歳入）

（農村環境改善センター管理事業）

（社会教育総務事務事業）

（コミュニティ推進事業）

（ふれあいセンター管理事業）

（文化センター管理事業）

（文化財保護事業）

（文化財調査事業）

（図書館等管理事業）

（仏の里美術館管理事業）

（社会体育総務事務事業）

（体育施設管理事業）

令和5年度 生涯学習課補正予算（第6号）要求一覧表

歳入

（単位：千円）

充当先事業名	歳入科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	説 明
農村環境改善センター管理事業	国庫支出金 国庫補助金 総務費国庫補助金 総務費補助金 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	5,802	△ 5,802	0	農村環境改善センター照明LED化工事、令和6年度施工による減額。
小 計		5,802	△ 5,802	0	
コミュニティ推進事業	使用料及び手数料 使用料 教育使用料 社会教育使用料 西部コミュニティセンター使用料	1,132	100	1,232	西部コミュニティセンター使用料収入が想定を上回ることによる増額。
	国庫支出金 国庫補助金 総務費国庫補助金 総務費補助金 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	5,722	△ 5,722	0	西部コミュニティセンター多目的ホール照明LED化工事、令和6年度施工による減額。
	諸収入 雑入 雑入 雑入 市町村振興協会省エネルギー機器導入等助成金	1,676	△ 124	1,552	西部コミュニティセンター照明LED化工事（図書室、トイレ等）、及び間宮地区公民館LED化工事、事業実績による交付確定により。 交付確定額1,552千円- 予算額1,676千円= △124千円
小 計		8,530	△ 5,746	2,784	
ふれあいセンター管理事業	町債 町債 教育債 一般単独事業債 公共施設等適正管理推進事業債	20,900	△ 20,900	0	一般財源にて措置のため、減額する。
小 計		20,900	△ 20,900	0	
文化センター管理事業	使用料及び手数料 使用料 教育使用料 社会教育使用料 文化センター使用料	2,836	△ 250	2,586	文化センター使用料収入が想定を下回ることによる減額。
	国庫支出金 国庫補助金 教育費国庫補助金 社会教育費補助金 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	0	850	850	財源組換え。
	諸収入 雑入 雑入 雑入 市町村振興協会省エネルギー機器導入等助成金	724	530	1,254	函南町文化センターユニバーサルデザイン化事業における、身体障害者駐車場スロープ等設置工事の変更交付申請による増額。 変更交付申請額1,254千円- 予算額724千円= 530千円
小 計		3,560	1,130	4,690	

充当先事業名	歳入科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	説 明
生涯学習推進事業	県支出金 県補助金 教育費県補助金 社会教育費補助金 学校・家庭・地域連携協力推進事業 費補助金	370	△ 172	198	事業実績による、補助金交付確定。 交付確定額198千円- 予算額370千円= △172千円
小 計		370	△ 172	198	
文化財保護事業	国庫支出金 国庫補助金 教育費国庫補助金 社会教育費補助金 文化財保護事業費補助金	9,086	△ 2,629	6,457	史跡箱根旧街道災害復旧整備事業、交付決定により。 交付決定額6,457千円- 予算額9,086千円= △2,629千円
	県支出金 県補助金 教育費県補助金 社会教育費補助金 文化財保護事業費補助金	1,298	△ 376	922	史跡箱根旧街道災害復旧整備事業、交付決定により。 交付決定額922千円- 予算額1,298千円= △376千円
小 計		10,384	△ 3,005	7,379	
文化財調査事業	諸収入 受託事業収入 教育費受託事業収入 社会教育費受託事業収入 埋蔵文化財発掘調査受託事業収入	318	△ 318	0	埋蔵文化財発掘調査受託事業実績により減額。
小 計		318	△ 318	0	
図書館等管理事業	国庫支出金 国庫補助金 総務費国庫補助金 総務費補助金 物価高騰対応重点支援地方創生臨時 交付金	13,055	△ 13,055	0	知恵の和館照明LED化工事、令和6年度施工による減額。
小 計		13,055	△ 13,055	0	
仏の里美術館管理事業	使用料及び手数料 使用料 教育使用料 社会教育使用料 かなみ仏の里美術館観覧料	2,848	△ 800	2,048	仏の里美術館観覧料収入が想定を下回ることによる減額。
	諸収入 雑入 雑入 雑入 仏の里美術館絵はがき等代金	890	△ 300	590	絵はがき等代金収入が想定を下回ることによる減額。
	諸収入 雑入 雑入 雑入 地域づくり推進事業助成金	65	△ 10	55	事業実績による、助成金交付確定。 交付確定額55千円- 予算額65千円= △10千円
小 計		3,803	△ 1,110	2,693	

充当先事業名	歳入科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	説 明
体育施設管理事業	使用料及び手数料 使用料 教育使用料 保健体育使用料 社会体育施設使用料	3,195	300	3,495	社会体育使用料収入が想定を上回ることによる増額。
	国庫支出金 国庫補助金 総務費国庫補助金 総務費補助金 物価高騰対応重点支援地方創生臨時 交付金	8,059	△ 8,059	0	函南町体育館アリーナ部照明LED化工事、令和6年度施工による減額。
	国庫支出金 国庫補助金 教育費国庫補助金 保健体育費補助金 物価高騰対応重点支援地方創生臨時 交付金	0	240	240	財源組換え。
	諸収入 雑入 雑入 雑入 市町村振興協会省エネルギー機器導 入等助成金	1,287	△ 77	1,210	函南町体育館LED化工事（事務所等）、事業実績による交付確定により。 交付確定額1,210千円- 予算額1,287千円= △77千円
小 計		12,541	△ 7,596	4,945	
運動公園等管理事業	使用料及び手数料 使用料 教育使用料 保健体育使用料 有料公園施設使用料	4,467	800	5,267	有料公園施設使用料収入が想定を上回ることによる増額。
小 計		4,467	800	5,267	
木立キャンプ場管理事業	国庫支出金 国庫補助金 教育費国庫補助金 保健体育費補助金 物価高騰対応重点支援地方創生臨時 交付金	0	840	840	財源組換え。
小 計		0	840	840	
合 計		83,730	△ 54,934	28,796	

令和5年度 生涯学習課補正予算（第6号）要求一覧表

歳 出

単位：千円

事業名	歳出科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	説 明
農村環境改善センター管理事業					
需用費	光熱水費	2,127	△ 500	1,627	電気料金の高騰が想定を下回ることによる減額。 使用見込額1,627千円- 予算額2,127千円= △500千円
	工事請負費	9,130	△ 7,920	1,210	農村環境改善センター照明LED化工事、令和6年度施工による減額。 △7,920千円
小計		11,257	△ 8,420	2,837	
社会教育総務事務事業					
給料	一般職給	37,605	△ 800	36,805	総務課資料により、一般職給を減額する。
役務費	通信運搬費 インターネット利用料	53	△ 53	0	現行の予約システム更新により、不要見込のため減額する。
小計		37,658	△ 853	36,805	
コミュニティ推進事業					
需用費	光熱水費	2,084	△ 300	1,784	電気料金の高騰が想定を下回ることによる減額。 使用見込額1,784千円- 予算額2,084千円= △300千円
	工事請負費	11,951	△ 7,810	4,141	西部コミュニティセンター多目的ホール照明LED化工事、令和6年度施工による減額。 △7,810千円
小計		14,035	△ 8,110	5,925	
ふれあいセンター管理事業					
需用費	消耗品費	18	△ 17	1	ふれあいセンター廃止による不要額。
	光熱水費	1,991	△ 1,000	991	ふれあいセンター廃止による不要額。
	修繕料	100	△ 100	0	ふれあいセンター廃止による不要額。
役務費	手数料 不動産鑑定評価手数料	495	△ 495	0	ふれあいセンター借地、買取申出取下げによる減額。
委託料	施設管理委託料 警備業務委託料	330	△ 141	189	ふれあいセンター廃止による不要額。
	施設管理委託料 清掃業務委託料	490	△ 305	185	ふれあいセンター廃止による不要額。
	施設管理委託料 電気保安業務委託料	64	△ 8	56	ふれあいセンター廃止による不要額。
	施設管理委託料 消防用設備等点検業務委託料	26	△ 26	0	ふれあいセンター廃止による不要額。
	施設管理委託料 ふれあいセンター管理委託料	3,546	△ 1,368	2,178	ふれあいセンター廃止による不要額。
小計		7,060	△ 3,460	3,600	

事業名	歳出科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	説 明
文化センター管理事業					
需用費	光熱水費	12,981	△ 4,000	8,981	電気料金の高騰が想定を下回ることによる減額。 使用見込額8,981千円- 予算額12,981千円= △4,000千円
工事請負費	工事請負費	14,199	△ 8,649	5,550	身体障害者駐車場スロープ等設置工事施工内容変更により減額。
小計		27,180	△ 12,649	14,531	
文化財保護事業					
委託料	事務事業委託料 史跡箱根旧街道災害復旧整備に伴う測量・設計業務委託料	7,634	△ 2,794	4,840	入札差金による減額。
	事務事業委託料 史跡箱根旧街道災害復旧に伴う安全対策工事設計業務委託料	1,342	△ 132	1,210	入札差金による減額。
小計		8,976	△ 2,926	6,050	
文化財調査事業					
報酬	会計年度任用職員報酬	2,079	△ 79	2,000	発掘調査普通作業員（受託分）実施見込みなしのため減額。
旅費	会計年度任用職員費用弁償	52	△ 1	51	発掘調査普通作業員（受託分）実施見込みなしのため減額。
需用費	消耗品費	151	△ 3	148	発掘調査普通作業員（受託分）実施見込みなしのため減額。
委託料	事務事業委託料 出土品整理作業等業務委託料	3,409	△ 175	3,234	入札差金による減額。
使用料及び賃借料	賃借料	494	△ 235	259	発掘調査普通作業員（受託分）実施見込みなしのため減額。
小計		6,185	△ 493	5,692	
図書館等管理事業					
需用費	光熱水費	11,575	△ 800	10,775	電気料金の高騰が想定を下回ることによる減額。 使用見込額10,775千円- 予算額11,575千円= △800千円
工事請負費	工事請負費	19,734	△ 17,820	1,914	知恵の和館照明LED化工事、令和6年度施工による減額。 △17,820千円
小計		31,309	△ 18,620	12,689	

事業名	歳出科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	説 明
仏の里美術館管理事業					
需用費	光熱水費	2,200	△ 800	1,400	電気料金の高騰が想定を下回ることによる減額。 使用見込額1,400千円- 予算額2,200千円= △800千円
備品購入費	庁用器具費	0	63	63	事務室椅子が破損により使用できない状態で、業務に支障をきたしているため、購入する。 19,000円 ×1.1×3脚=62,700円
小計		2,200	△ 737	1,463	
社会体育総務事務事業					
給料	一般職給	10,575	△ 400	10,175	総務課資料により、一般職給を減額する。
需用費	被服費	135	△ 135	0	スポーツ推進委員新規就任者がいないため、不要見込のため減額する。
使用料及び賃借料	自動車借上料	245	△ 245	0	静岡県市町対抗駅伝大会において、応援バス制限により、バス借上げを中止したため減額する。
小計		10,955	△ 780	10,175	
体育施設管理事業					
需用費	光熱水費	3,271	△ 500	2,771	電気料金の高騰が想定を下回ることによる減額。 使用見込額2,771千円- 予算額3,271千円= △500千円
工事請負費	工事請負費	12,646	△ 10,811	1,835	函南町体育館アリーナ部照明LED化工事、令和6年度施工による減額。 △11,000千円 函南町体育館駐車場入口支柱設置工事。 171,460円×1.1=188,606円
備品購入費	庁用器具費	0	136	136	施設予約システム更新にあたり、函南町体育館の事務手順を見直し、パソコンの代わりにFAXを導入することとなったため。 29,800円×1.1=32,780円 東小グラウンドのサッカーゴールネットの損傷が著しいため、早急に交換する。 93,000円× 1.1=102,300円
小計		15,917	△ 11,175	4,742	
合 計		172,732	△ 68,223	104,509	

議案第4号

令和6年度函南町一般会計「教育費」予算について

令和6年度函南町の一般会計予算のうち教育委員会関係予算について、別紙のとおり作成したので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を求める。

令和6年1月26日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

令和6年度函南町の一般会計予算のうち教育委員会関係予算について、町議会の議決を経るべき議案の作成にあたり、教育委員会の意見を求めるものです。

令和 6 年度 当初予算案説明書

函南町教育委員会
学 校 教 育 課

令和6年度 学校教育課当初予算説明資料(歳入)

(単位：千円)

財源充当先事業名	歳入科目	事業名	本年度当初予算額	前年度当初予算額	増減
事務局事務事業	県支出金	学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金	538	440	98
	小計		538	440	98
教育支援センター事務事業	寄付金	ふるさと納税寄付金(教育・人づくり及び子育て支援)	18,000	9,660	8,340
	小計		18,000	9,660	8,340
幼児教育センター事務事業	国庫支出金	教育支援体制整備事業費交付金	2,838	2,736	102
	小計		2,838	2,736	102
小学校管理事業	国庫支出金	教育支援体制整備事業費補助金	943	710	233
	国庫支出金	学校施設環境改善交付金	143,703	0	143,703
	財産収入	木材売却収入	1	1,236	△ 1,235
	繰入金	町立学校建設基金繰入金	120,000	44,000	76,000
	諸収入	雑入 線下補償料地元交付金	23	12	11
	町債	公共施設等適正管理推進事業債	0	34,200	△ 34,200
	町債	学校教育施設等整備事業債	594,400	0	594,400
	小計		859,070	80,158	778,912
小学校教育振興事業	国庫支出金	要保護児童生徒援助費補助金	26	78	△ 52
	国庫支出金	特別支援教育就学奨励費補助金	855	1,092	△ 237
	小計		881	1,170	△ 289
中学校管理事業	繰入金	町立学校建設基金繰入金	0	10,000	△ 10,000
	諸収入	雑入 公衆電話使用料	0	1	△ 1
	諸収入	雑入 私用電話料	1	1	0
	小計		1	10,002	△ 10,001
中学校教育振興事業	国庫支出金	要保護児童生徒援助費補助金	62	31	31
	国庫支出金	特別支援教育就学奨励費補助金	796	873	△ 77
	小計		858	904	△ 46
	合計		882,186	105,070	777,116

令和6年度 学校教育課当初予算説明資料（歳出）

■教育委員会事務事業

- ・教育委員会、就学支援委員会、いじめ防止等生徒指導連絡協議会及びいじめ問題対策専門委員会の委員報酬
 - ・教育委員会：年12回、総合教育会議：年2回、就学支援委員会：年4回、いじめ防止等生徒指導連絡協議会：年2回の開催を予定
 - ・町内小中学校教職員の研究活動奨励補助
- （単位：千円）

歳出科目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備考
01 報酬	教育委員、就学支援委員、いじめ防止等生徒指導連絡協議会委員及びいじめ問題対策専門委員報酬	1,165	1,199	△ 34	
07 報償費	記念品	5	5	0	
08 旅費	教育委員、就学支援委員、いじめ防止等生徒指導連絡協議会委員及びいじめ問題対策専門委員費用弁償	304	316	△ 12	
09 交際費	交際費	10	10	0	
18 負担金補助及び交付金	県市町教育委員会連絡協議会負担金・町教育研究会事業費補助金等	742	733	9	
合 計		2,226	2,263	△ 37	

■事務局事務事業

- ・教育委員会事務局の運営に要する経費
 - ・教育長、職員の人件費、指導主事・ICT学習支援員の会計年度任用職員報酬等
 - ・就学時健康診断業務委託や田方地区教員研修協議会の負担金等
- （単位：千円）

歳出科目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備考
01 報酬	結核対策委員・学校運営協議会委員・会計年度任用職員等報酬	4,780	4,701	79	
02 給料	教育長、一般職給	43,875	42,888	987	
03 職員手当等	期末手当、勤勉手当等	46,865	45,445	1,420	
04 共済費	職員共済組合負担金、会計年度任用職員保険料	14,483	13,833	650	
07 報償費	地域学校協働活動推進員・支援員謝金等	669	524	145	
08 旅費	費用弁償・職員普通旅費	1,307	1,017	290	
10 需用費	消耗品費、印刷製本費、図書雑誌費	698	692	6	
11 役務費	通信運搬費等	400	406	△ 6	
12 委託料	就学時健康診断委託料	184	184	0	
13 使用料及び賃借料	複写機等使用料、AEDリース(全校分)	834	810	24	
18 負担金補助及び交付金	田方地区教員研修協議会負担金等	2,818	2,017	801	
21 補償補填金及び賠償金	授業目的公衆送信補償金	422	427	△ 5	
合 計		117,335	112,944	4,391	

■教育支援センター事務事業

- ・教育支援センターの運営に要する経費
- ・教育支援相談員、発達相談員、チーフカウンセラー、適応指導教室指導員等の会計年度任用職員報酬等
- ・教育支援センターの備品購入費

(単位：千円)

歳出科目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備考
01 報酬	会計年度任用職員報酬・時間外勤務手当相当報酬	20,704	19,466	1,238	
03 職員手当等	会計年度任用職員期末手当	8,341	3,876	4,465	
08 旅費	費用弁償・職員普通旅費	223	344	△ 121	
10 需用費	消耗品費、図書雑誌費	256	192	64	
11 役務費	通信運搬費	188	127	61	
13 使用料及び賃借料	複写機等使用料	120	118	2	
14 工事請負費	施設内改修工事費	158	0	158	インターネット環境整備工事(Wi-Fi)
17 備品購入費	庁用器具費	61	93	△ 32	活動記録用デジタルカメラ1台
18 負担金補助及び交付金	全国適応指導教室連絡協議会負担金	5	5	0	
合 計		30,056	24,221	5,835	

■幼児教育センター事務事業

- ・幼児教育センターの運営に要する経費
- ・幼児教育指導主事、幼児教育アドバイザーの会計年度任用職員報酬等
- ・保育者向け研修等の運営費用

(単位：千円)

歳出科目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備考
01 報酬	会計年度任用職員報酬・時間外勤務手当相当報酬	4,935	4,795	140	
03 職員手当等	会計年度任用職員期末手当	734	356	378	
07 報償費	教育講演会講師謝金	100	100	0	
08 旅費	費用弁償・職員普通旅費	130	130	0	
10 需用費	消耗品費、パンフレット印刷費、図書雑誌費	263	96	167	
12 委託料	講習委託料	66	0	66	手洗い教室外部委託
合 計		6,228	5,477	751	

■小学校管理事業

- ・各学校の管理運営に要する経費
- ・委託は西小学校長寿命化改修工事施工監理業務委託、給食調理業務委託を、工事は西小学校の長寿命化改修工事他、各小学校の改修工事等を実施予定
- ・備品は、給食備品、保健備品、一般管理備品を購入予定

(単位：千円)

歳出科目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備考
01 報酬	会計年度任用職員報酬・時間外勤務手当相当報酬	47,580	42,623	4,957	
02 給料	一般職給	12,292	11,797	495	
03 職員手当等	期末手当、勤勉手当等	25,643	13,823	11,820	
04 共済費	一般職共済組合負担金	3,766	3,392	374	
07 報償費	校医等謝金	1,875	1,891	△ 16	
08 旅費	費用弁償・職員普通旅費	1,372	1,233	139	
10 需用費	消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料、教科書費等	82,872	67,012	15,860	
11 役務費	通信運搬費、調理器清掃等各種手数料	15,756	13,404	2,352	
12 委託料	施設管理・事務事業・医務事業・施工監理	146,294	164,247	△ 17,953	
13 使用料及び賃借料	複写機等使用料、OA機器賃借料、借地料等	42,255	42,488	△ 233	
14 工事請負費	西小長寿命化改修工事、各校改修工事等	867,128	28,000	839,128	
15 原材料費	維持修繕用原材料(土砂等)	661	600	61	
16 公有財産購入費	東小学校借地購入費	50,000	0	50,000	
17 備品購入費	給食・保健・一般管理備品	5,629	21,253	△ 15,624	
18 負担金補助及び交付金	県学校給食栄養士会負担金等	1,077	1,217	△ 140	
合 計		1,304,200	412,980	891,220	

■各小学校管理事業

- ・各小学校で使用する用紙や事務用等の各種消耗品費

(単位：千円)

歳出科目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備考
10 需用費	01 消耗品費	7,639	8,208	△ 569	

小学校管理事業合計

(単位：千円)

学校管理費合計	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備考
	1,311,839	421,188	890,651	

■小学校教育振興事業

- ・各小学校の教育振興に要する経費
 - ・小学校の外国語指導助手（ALT・4人）委託、備品は家庭科・体育・音楽・理科・視聴覚・特別支援用等の教材を整備予定
 - ・要保護・準要保護児童就学援助費、特別支援教育就学奨励費の支給
- （単位：千円）

歳出科目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備考
07 報償費	教育講師謝金、卒業記念品	444	493	△ 49	
10 需用費	印刷製本費、修繕費、図書雑誌費	2,924	3,046	△ 122	
11 役務費	通信運搬費、教材調整・研磨・知能検査手数料	2,767	2,782	△ 15	
12 委託料	ALT、GIGAスクール端末保守管理業務委託料等	23,367	25,590	△ 2,223	
13 使用料及賃借料	OA機器賃借料	4,962	5,217	△ 255	
17 備品購入費	教材用備品購入費	2,591	5,277	△ 2,686	
18 負担金補助及び交付金	校長会負担金等	1,416	1,496	△ 80	
19 扶助費	就学援助費	7,384	8,790	△ 1,406	
合 計		45,855	52,691	△ 6,836	

5

■各小学校教育振興事業

- ・授業に直接使用する各種消耗品等の購入
- （単位：千円）

歳出科目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備考
10 需用費	01 消耗品費	2,315	2,697	△ 382	

小学校教育振興事業合計

（単位：千円）

教育振興費合計	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備考
	48,170	55,388	△ 7,218	

■中学校管理事業

- ・各中学校の管理運営に要する経費
- ・工事は、各中学校の改修工事等を実施予定
- ・備品は、給食備品、保健備品、一般管理備品を購入予定

(単位：千円)

歳出科目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備考
01 報酬	会計年度任用職員報酬・時間外勤務手当相当報酬	17,389	15,706	1,683	
02 給料	一般職給	9,474	10,114	△ 640	
03 職員手当等	期末手当、勤勉手当等	11,507	7,821	3,686	
04 共済費	一般職共済組合負担金	2,920	3,050	△ 130	
07 報償費	校医等謝金	904	904	0	
08 旅費	職員普通旅費、会計年度任用職員費用弁償等	337	302	35	
10 需用費	消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料等	41,043	42,052	△ 1,009	
11 役務費	通信運搬費、調理器清掃等各種手数料	7,941	6,505	1,436	
12 委託料	施設管理・事務事業・医務事業	86,775	81,330	5,445	
13 使用料及び賃借料	複写機等使用料、OA機器賃借料、借地料等	17,483	18,216	△ 733	
14 工事請負費	各校改修工事等	2,648	10,000	△ 7,352	
15 原材料費	維持修繕用原材料（土砂等）	381	420	△ 39	
17 備品購入費	給食・保健・一般管理備品	2,441	1,447	994	
18 負担金補助及び交付金	県学校給食栄養士会負担金他	600	603	△ 3	
合 計		201,843	198,470	3,373	

6

■各中学校管理事業

- ・各中学校で使用する用紙や事務用等の各種消耗品費

(単位：千円)

歳出科目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備考
10 需用費	消耗品費	3,502	3,842	△ 340	

中学校管理事業合計

(単位：千円)

学校管理費合計	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備考
	205,345	202,312	3,033	

■中学校教育振興事業

- ・各中学校の教育振興に要する経費
- ・中学校の外国語指導助手（ALT・2人）委託、備品は数学、理科、保健体育、特別支援等の教育備品を整備予定
- ・要保護・準要保護児童就学援助費、特別支援教育就学奨励費の支給

（単位：千円）

歳出科目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備考
07 報償費	教育講師謝金、卒業記念品	502	432	70	
10 需用費	修繕費、図書雑誌費等	2,273	2,359	△ 86	
11 役務費	通信運搬費等	1,695	1,447	248	
12 委託料	GIGAスクール管理委託、ALT業務委託	11,635	11,777	△ 142	
13 使用料及賃借料	OA機器賃借料等	7,946	7,101	845	
17 備品購入費	教材用備品	3,468	3,500	△ 32	
18 負担金補助及び交付金	校長会等負担金、部活動等補助金	5,474	5,264	210	
19 扶助費	就学援助費	8,619	9,472	△ 853	
合 計		41,612	41,352	260	

■各中学校教育振興事業

- ・授業に直接使用する消耗品等の購入

（単位：千円）

歳出科目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備考
10 需用費	消耗品費	1,932	2,258	△ 326	

中学校教育振興事業合計

（単位：千円）

教育振興費合計	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備考
	43,544	43,610	△ 66	

学校教育課全体

（単位：千円）

学校教育課合計	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備考
	1,764,743	867,403	897,340	

令和 6 年度 当初予算案説明書

函南町教育委員会
生涯学習課

令和6年度生涯学習課当初予算説明資料（歳入）

（単位：千円）

財源充当先事業名	収入科目	事業名	本年度予算額	前年度予算額	増 減
農村環境改善センター管理事業	使用料及び手数料	農村環境改善センター使用料	1	1	0
	国庫支出金	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	5,802	0	5,802
	小 計		5,803	1	5,802
コミュニティー推進事業	使用料及び手数料	西部コミュニティーセンター使用料	1,275	1,132	143
	国庫支出金	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	5,722	0	5,722
	諸収入	市町村振興協会省エネルギー機器導入等助成金	0	1,246	△ 1,246
	諸収入	西部コミュニティーセンター光熱水費負担金	1,228	0	1,228
	小 計		8,225	2,378	5,847
ふれあいセンター管理事業	町債	公共施設等適正管理推進事業債	0	20,900	△ 20,900
	小 計		0	20,900	△ 20,900
文化センター管理事業	使用料及び手数料	文化センター使用料	2,687	2,836	△ 149
	諸収入	公衆電話使用料	1	1	0
	諸収入	市町村振興協会省エネルギー機器導入等助成金	0	724	△ 724
	小 計		2,688	3,561	△ 873
生涯学習推進事業	県支出金	学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金	274	370	△ 96
	諸収入	地域づくり推進事業助成金	114	0	114
	諸収入	生涯学習塾音楽著作権使用料	8	4	4
	小 計		396	374	22
文化財保護事業	国庫支出金	文化財保護事業費補助金	28,499	9,086	19,413
	県支出金	文化財保護事業費補助金	1,666	1,298	368
	諸収入	函南町誌代金	6	6	0
	小 計		30,171	10,390	19,781

財源充当先事業名	収入科目	事業名	本年度予算額	前年度予算額	増 減
文化財調査事業	諸収入	埋蔵文化財発掘調査受託事業収入	302	318	△ 16
	小 計		302	318	△ 16
図書館等管理事業	国庫支出金	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	13,055	0	13,055
	諸収入	地域づくり推進事業助成金	0	300	△ 300
	小 計		13,055	300	12,755
仏の里美術館管理事業	使用料及び手数料	かんなみ仏の里美術館観覧料	2,499	2,848	△ 349
	諸収入	仏の里美術館太陽光発電売電収入	22	25	△ 3
	諸収入	仏の里美術館絵はがき等代金	664	890	△ 226
	諸収入	仏の里美術館ふるさと納税返礼品収入	1	1	0
	諸収入	地域づくり推進事業助成金	0	65	△ 65
	小 計		3,186	3,829	△ 643
体育施設管理事業	使用料及び手数料	社会体育施設使用料	3,260	3,195	65
	国庫支出金	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	8,059	0	8,059
	諸収入	市町村振興協会省エネルギー機器導入等助成金	0	1,287	△ 1,287
	小 計		11,319	4,482	6,837
運動公園等管理事業	使用料及び手数料	有料公園施設使用料	4,709	4,467	242
	小 計		4,709	4,467	242
木立キャンプ場管理事業	使用料及び手数料	キャンプ場施設使用料	287	277	10
	小 計		287	277	10
	合 計		80,141	51,277	28,864

令和6年度生涯学習課当初予算説明資料（歳出）

■農村環境改善センター管理事業

・農村環境改善センターの維持管理運営に要する経費。

（単位：千円）

予 算 科 目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備 考
10 需用費	消耗品費、光熱水費、修繕料	2,949	2,490	459	
11 役務費	通信運搬費、手数料(浄化槽清掃、雨樋清掃、備品等処分)	926	846	80	
12 委託料	施設管理委託料	3,316	3,306	10	
13 使用料及び賃借料	テレビ受信料、賃借料、借地料	437	439	△ 2	
14 工事請負費	照明LED化工事	7,920	1,210	6,710	
17 備品購入費	冷蔵庫、消火器、脚立	407	13	394	
合 計		15,955	8,304	7,651	

■社会教育総務事務事業

・生涯学習推進のための社会教育事業に携わる職員の人件費。

・社会教育委員会：年間2回の開催を予定。

・生涯学習施設共通システム用機器賃借料、システム使用料。

（単位：千円）

予 算 科 目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備 考
01 報酬	社会教育委員報酬9人、社会教育指導員1人、 会計年度任用職員報酬5人、会計年度任用職員時間外勤務手当等相当報酬	7,248	5,056	2,192	
02 給料	一般職給 課長以下11人	40,954	40,781	173	
03 職員手当等	扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、管理職手当、期末手当、 勤勉手当、児童手当、会計年度任用職員期末手当・勤勉手当	24,696	22,075	2,621	
04 共済費	一般職共済組合負担金	13,299	12,631	668	
08 旅費	費用弁償、普通旅費、会計年度任用職員費用弁償	323	291	32	
10 需用費	施設予約システム機器修繕料、図書雑誌費	35	0	35	
11 役務費	インターネット利用料	0	53	△ 53	
12 委託料	施設予約システム構築業務委託料	16,104	0	16,104	
13 使用料及び賃借料	OA機器使用料、OA機器賃借料	1,817	1,917	△ 100	
18 負担金補助及び交付金	県社会教育委員連絡協議会会費、東部社会教育振興協議会負担金	158	159	△ 1	
合 計		104,634	82,963	21,671	

■コミュニティ推進事業

・西部コミュニティセンターの維持管理運営に要する経費。

・シャギリ保存事業費補助金(5団体を予定)、コミュニティ推進事業費補助金(19区を予定)、コミュニティ施設整備費補助金(7区8事業を予定)。

(単位:千円)

予 算 科 目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備 考
08 旅費	普通旅費	6	6	0	
10 需用費	消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料	3,663	2,941	722	
11 役務費	通信運搬費、手数料(樹木剪定、消火器詰替)	770	269	501	
12 委託料	施設管理委託料、物品管理委託料、事務事業委託料	6,880	6,366	514	
13 使用料及び賃借料	テレビ受信料、賃借料	46	48	△ 2	
14 工事請負費	西部コミュニティセンター多目的ホール照明LED化工事	7,810	4,141	3,669	
17 備品購入費	掛け時計	18	0	18	
18 負担金補助及び交付金	シャギリ保存事業費補助金、コミュニティ推進事業費交付金、コミュニティ施設整備費補助金	4,614	5,880	△ 1,266	
合 計		23,807	19,651	4,156	

■ふれあいセンター管理事業

・ふれあいセンターの維持管理運営に要する経費。

(単位:千円)

予 算 科 目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備 考
10 需用費	消耗品費、光熱水費、修繕料	0	2,109	△ 2,109	
12 委託料	施設管理委託料	0	4,456	△ 4,456	
13 使用料及び賃借料	借地料	0	2,497	△ 2,497	
14 工事請負費	ふれあいセンター解体工事	0	23,238	△ 23,238	
合 計		0	32,300	△ 32,300	

■文化センター管理事業

・文化センターの維持管理運営に要する経費。

(単位:千円)

予 算 科 目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備 考
10 需用費	消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料	13,486	14,954	△ 1,468	
11 役務費	通信運搬費、手数料(クリーニング代、ピアノ調律、変圧器絶縁油検査)	1,202	563	639	
12 委託料	施設管理委託料、物品管理委託料、事務事業委託料、設計監理委託料	16,403	14,741	1,662	
13 使用料及び賃借料	複写機等使用料、テレビ受信料、賃借料、借地料	2,654	2,678	△ 24	
14 工事請負費	多目的ホール外壁雨漏り修繕工事	546	14,743	△ 14,197	
17 備品購入費	ポータブルアンプ、グランドピアノ用防湿カバー、折り畳み机	949	315	634	
22 償還金利子及び割引料	文化センター使用料還付金	30	30	0	
合 計		35,270	48,024	△ 12,754	

■生涯学習推進事業

- ・ かなみ学びの杜講座、文化祭、はたちの集い、放課後子どもプラン、青少年健全育成大会等に要する経費。
- ・ 委託料：文化祭、青少年学習わいわい塾
- ・ 町内各社会教育団体補助金(女性の会、文化協会、ボーイスカウト、ガールスカウト、単位子ども会等)

(単位:千円)

予 算 科 目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備 考
07 報償費	報償金（生涯学習講座講師謝金、家庭・青少年教育講師謝金、放課後子どもプラン運営委員報償金、音楽公演会講師謝礼）記念品（はたちの集い、少年の主張発表）	1,317	1,009	308	
08 旅費	普通旅費	49	49	0	
10 需用費	消耗品費、食糧費、印刷製本費	538	942	△ 404	
11 役務費	通信運搬費、賠償補償保険料	47	41	6	
12 委託料	事務事業委託料	2,945	1,731	1,214	
13 使用料及び賃借料	かなみ学びの杜講座音楽著作物使用料、自動車借上料	64	5	59	
17 備品購入費	青少年健全育成関係横断・懸垂幕	0	91	△ 91	
18 負担金補助及び交付金	負担金（県青少年育成会議会費）、補助金	1,145	1,201	△ 56	
合 計		6,105	5,069	1,036	

■文化財保護事業

- ・ 史跡箱根旧街道、柏谷横穴群、丹那断層等の文化財の保護・保全に要する経費。
- ・ 文化財保護審議会：年間2回の開催を予定。
- ・ 史跡箱根旧街道災害復旧整備事業を実施。（報償費、旅費、委託料、工事請負費）

(単位:千円)

予 算 科 目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備 考
01 報酬	文化財保護審議委員報酬6人	80	80	0	
07 報償費	文化財清掃謝礼（県・町指定文化財11件） 史跡箱根旧街道災害復旧整備委員報償費	180	193	△ 13	
08 旅費	費用弁償、普通旅費	256	368	△ 112	
10 需用費	消耗品費、印刷製本費、光熱水費、修繕料	807	461	346	
11 役務費	手数料(樹木伐採、浄化槽清掃)	1,174	1,163	11	
12 委託料	施設管理委託料(丹那断層、柏谷横穴群、箱根旧街道) 設計監理委託料(史跡箱根旧街道災害復旧整備工事施工監理業務委託)	11,626	12,879	△ 1,253	
13 使用料及び賃借料	丹那断層駐車場用地借地料	22	22	0	
14 工事請負費	史跡箱根旧街道災害復旧整備工事、柏谷横穴群道路法面板柵設置工事、 丹那断層ジオラマ塗装工事	34,601	4,312	30,289	
合 計		48,746	19,478	29,268	

■文化財調査事業

・埋蔵文化財の発掘調査、出土品の調査・整理に要する経費。

(単位:千円)

予 算 科 目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備 考
01 報酬	会計年度任用職員報酬(文化財整理室)1人、発掘調査作業員6人 会計年度任用職員時間外勤務手当等相当報酬	2,115	1,962	153	
03 職員手当等	会計年度任用職員期末手当・勤勉手当	713	355	358	
08 旅費	会計年度任用職員費用弁償	53	52	1	
10 需用費	消耗品費、修繕料	178	193	△ 15	
11 役務費	通信運搬費(文化財整理室電話料)、賠償補償保険料(作業員労災保険料)	95	376	△ 281	
12 委託料	事務事業委託料	0	3,409	△ 3,409	
13 使用料及び賃借料	賃借料	476	494	△ 18	
合 計		3,630	6,841	△ 3,211	

■図書館等管理事業

・かなみ知恵の和館の維持管理運営に要する経費と、町立図書館の運営に要する経費。

・図書館協議会：年間2回開催予定。

・図書館データベース使用料、貸出業務用図書館システム使用料。

(単位:千円)

予 算 科 目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備 考
01 報酬	図書館協議会委員報酬7人 会計年度任用職員報酬(司書8人・事務4人)	24,974	21,677	3,297	
03 職員手当等	会計年度任用職員期末手当・勤勉手当	8,833	4,176	4,657	
07 報償費	研修会講師謝金	132	390	△ 258	
08 旅費	費用弁償、普通旅費、会計年度任用職員費用弁償	585	810	△ 225	
10 需用費	消耗品費、光熱水費、修繕料、図書雑誌費、法規追録代	20,620	16,376	4,244	
11 役務費	通信運搬費、手数料、賠償補償保険料(図書館ボランティア傷害保険)	951	973	△ 22	
12 委託料	施設管理委託料、事務事業委託料	10,819	11,137	△ 318	
13 使用料及び賃借料	使用料、複写機等使用料、OA機器使用料、テレビ受信料、賃借料、 OA機器賃借料、借地料、	14,170	14,185	△ 15	
14 工事請負費	知恵の和館照明LED化工事、自動ドア防護柵設置工事	18,216	1,716	16,500	
17 備品購入費	図書購入費(新刊書、視聴覚資料)	5,000	5,000	0	
18 負担金補助及び交付金	負担金(日本・静岡県図書館協会、視覚障害者情報総合ネットワーク負担金等)	125	117	8	
合 計		104,425	76,557	27,868	

■仏の里美術館管理事業

- ・かなみ仏の里美術館の維持管理運営に要する経費。
- ・かなみ仏の里美術館運営審議会：年間2回開催予定。

(単位:千円)

予 算 科 目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備 考
01 報酬	美術館運営審議会委員報酬9人、会計年度任用職員報酬4人	6,484	6,130	354	
03 職員手当等	会計年度任用職員期末手当・勤勉手当	1,883	929	954	
07 報償費	ボランティアガイド養成講座講師謝金、仏の里美術館記念講演会講師謝礼	0	324	△ 324	
08 旅費	費用弁償、普通旅費、特別旅費、会計年度任用職員費用弁償	625	599	26	
10 需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料	4,094	4,254	△ 160	
11 役務費	通信運搬費、広告料、手数料(浄化槽汚泥清掃手数料等) 賠償補償保険料(ボランティアガイド賠償保険)	976	1,306	△ 330	
12 委託料	施設管理委託料	3,306	3,246	60	
13 使用料及び賃借料	複写機等使用料、賃借料、OA機器賃借料、借地料(駐車場用地)	555	548	7	
14 工事請負費	管理棟室外機改修工事	748	572	176	
17 備品購入費	エンジンプロワー、パンフレットスタンド、掃除機	212	0	212	
18 負担金補助及び交付金	県博物館協会会費、キッズアートプロジェクト加盟会費	48	48	0	
合 計		18,931	17,956	975	

■社会体育総務事務事業

- ・スポーツのまち宣言推進事業として、各種スポーツ教室等の開催費用と体育普及を促進するための経費。
- ・スポーツ推進審議会：年間3回開催予定。
- ・スポーツ推進委員活動事務事業委託料、静岡県市町対抗駅伝競走大会業務委託料
- ・町内各社会教育団体補助金(体育協会、スポーツ少年団、競技会出場選手等激励金)

(単位:千円)

予 算 科 目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備 考
01 報酬	スポーツ推進審議会委員報酬7人	140	101	39	
02 給料	一般職給 職員3人	11,268	9,501	1,767	
03 職員手当等	扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当、勤勉手当	7,096	5,490	1,606	
04 共済費	一般職共済組合負担金	4,175	2,760	1,415	
07 報償費	スポーツ教室講師謝金	40	90	△ 50	
08 旅費	費用弁償、普通旅費	178	124	54	
10 需用費	消耗品費、被服費	484	270	214	
11 役務費	賠償補償保険料(スポーツ推進委員保険料等)	42	136	△ 94	
12 委託料	事務事業委託料	3,830	3,830	0	
13 使用料及び賃借料	自動車借上料	0	245	△ 245	
17 備品購入費	イベント記録写真用カメラ、望遠レンズ	226	0	226	
18 負担金補助及び交付金	負担金(田方地区・静岡県・全国スポーツ推進委員連絡協議会) 補助金(体育協会、スポーツ少年団、競技会出場選手等激励金)	4,404	4,263	141	
合 計		31,883	26,810	5,073	

8

■体育施設管理事業

- ・学校体育施設の開放と、函南町体育館、肥田簡易グラウンドの維持管理運営に要する経費。

(単位:千円)

予 算 科 目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備 考
10 需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料	4,925	5,591	△ 666	
11 役務費	通信運搬費、手数料(浄化槽清掃、庭木剪定等)	990	850	140	
12 委託料	施設管理委託料(函南町体育館、肥田グラウンド管理、コンクリート柱診断業務委託) 事務事業委託料	9,504	9,468	36	
13 使用料及び賃借料	テレビ受信料、賃借料、借地料	8,658	6,164	2,494	
14 工事請負費	函南町体育館アリーナ部照明LED化工事、函南町体育館駐車場舗装工事、 函南町体育館入口看板設置工事、函南町体育館防火シャッター改修工事、 函南中学校グラウンド南西側防球ネット柱改修工事	35,588	1,371	34,217	
17 備品購入費	サッカーゴールネット、掃除機	144	0	144	
22 償還金利子及び割引料	償還金(社会体育・学校体育施設使用料還付金)	10	10	0	
合 計		59,819	23,454	36,365	

■運動公園等管理事業

・ かなみ運動公園と柏谷公園野球場の維持管理運営に要する経費。

(単位:千円)

予 算 科 目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備 考
01 報酬	会計年度任用職員報酬6人 会計年度任用職員時間外勤務手当等相当報酬	12,320	11,603	717	
03 職員手当等	会計年度任用職員期末手当・勤勉手当	4,498	2,292	2,206	
08 旅費	会計年度任用職員費用弁償	234	234	0	
10 需用費	消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料	6,577	7,398	△ 821	
11 役務費	通信運搬費、手数料(浄化槽清掃、機械点検手数料)	786	761	25	
12 委託料	施設管理委託料(運動公園、柏谷公園野球場)	19,834	19,550	284	
13 使用料及び賃借料	テレビ受信料	22	25	△ 3	
14 工事請負費	運動公園監視カメラ移設工事、運動公園多目的運動広場ベンチ取替工事	0	1,037	△ 1,037	
15 原材料費	維持修繕用砂(運動公園多目的運動広場・テニスコート、柏谷公園野球場)	237	206	31	
17 備品購入費	チェーンソー、消火器	111	230	△ 119	
22 償還金利子及び割引料	償還金(有料公園施設使用料還付金)	10	15	△ 5	
合 計		44,629	43,351	1,278	

■木立キャンプ場管理事業

・ 木立キャンプ場の維持管理運営に要する経費。

(単位:千円)

予 算 科 目	細 節	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備 考
10 需用費	消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕料	475	459	16	
11 役務費	通信運搬費、手数料(クリーニング代、清掃、浄化槽清掃、消火器詰替)	777	752	25	
12 委託料	施設管理委託料	1,529	1,510	19	
13 使用料及び賃借料	テレビ受信料、賃借料、借地料	197	198	△ 1	
14 工事請負費	看板改修工事	77	934	△ 857	
15 原材料費	整地用スコリア	33	33	0	
17 備品購入費	木製机・椅子	846	0	846	
合 計		3,934	3,886	48	

9

生涯学習課全体

(単位:千円)

生涯学習課合計	本年度予算額	前年度予算額	増減額	備 考
	501,768	414,644	87,124	

議案第 5 号

要保護及び準要保護児童生徒の認定について

要保護及び準要保護児童生徒の認定について、教育委員会の承認を求める。

令和 6 年 1 月 26 日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

保護者から就学援助申請が提出されたので、要保護・準要保護世帯及び新入学学用品費の前倒し支給の認定について教育委員会の承認を求めるものです。

報告第1号

令和6年度小学校・中学校入学通知について

学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第5条の規定に基づき、令和6年度に入学する児童生徒の保護者に対し、入学通知書を発送したので別紙のとおり報告する。

令和6年1月26日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

令和6年4月1日付けで小学校又は中学校に入学する就学予定者の保護者に対し、入学通知書を別紙のとおり発送したので、教育委員会に報告するものです。

令和6年度 小学校・中学校入学通知について

学校教育法施行令第5条の規定に基づき、令和6年度に入学する児童生徒の保護者に対し、入学通知書を発送しましたので報告します。

1 発送日 令和6年1月19日(金)

2 対象者

(1) 小学校入学者

学校名	令和6年度入学者	令和5年度入学者
函南小学校	66	71名
丹那小学校	8	11名
桑村小学校	11	9名
東小学校	106	103名
西小学校	77	66名
計	268	260名

(2) 中学校入学者

学校名	令和6年度入学者	令和5年度入学者
函南中学校	139	140名
東中学校	153	144名
計	292	284名

3 令和6年度児童・生徒数、学級数(推計)

小学校 1,724名 72学級(内、特別支援学級 7学級)

中学校 903名 34学級(内、特別支援学級 5学級)

合計 2,627名 106学級(内、特別支援学級 12学級)

報告第2号

令和5年度函南町一般会計「教育費」補正予算について

令和5年度函南町一般会計補正予算（第5号）のうち、教育委員会関係補正予算について別紙のとおり教育委員会に報告する。

令和6年1月26日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

報告理由

令和5年度函南町一般会計補正予算（第5号）については、令和5年12月議会の議決を経るべき議案であり、教育委員会関係補正予算については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、事前に教育委員会の意見を求める必要がありましたが、時間的な調整が困難であったため、ここで報告するものです。

令和5年度 一般会計補正予算（第5号）12月補正予算

生涯学習課補正予算

(歳入)
(農村環境改善センター管理事業)
(コミュニティ推進事業)
(文化センター管理事業)
(図書館等管理事業)
(体育施設管理事業)
(木立キャンプ場管理事業)

令和5年度 生涯学習課補正予算（第5号）要求一覧表

歳入

(単位：千円)

充当先事業名	歳入科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	説明
財産管理事業（管財課） 自治振興事業（企画財政課） 温泉会館管理事業（健康づくり課） 農村環境改善センター管理事業 コミュニティ推進事業 文化センター管理事業 図書館等管理事業 体育施設管理事業 木立キャンプ場管理事業	国庫支出金 国庫補助金 総務費国庫補助金 総務費補助金 物価高騰対応重点支援地方創生臨時 交付金	0	68,000	68,000	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、照明のLED化工事を行う。
小計		0	68,000	68,000	
合計		0	68,000	68,000	

令和5年度 生涯学習課補正予算（第5号）要求一覧表

歳 出

単位：千円

事業名	歳出科目	補正前予算額	補正額	補正後予算額	説	明
農村環境改善センター管理事業						
	工事請負費	工事請負費	1,210	7,920	9,130	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、農村環境改善センター照明LED化工事施工により。
小計			1,210	7,920	9,130	
コミュニティ推進事業						
	工事請負費	工事請負費	4,141	7,810	11,951	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、西部コミュニティセンター多目的ホール照明LED化工事施工により。
小計			4,141	7,810	11,951	
文化センター管理事業						
	工事請負費	工事請負費	12,983	1,216	14,199	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、文化センター照明（小ホール等）LED化工事施工により。
小計			12,983	1,216	14,199	
図書館等管理事業						
	工事請負費	工事請負費	1,914	17,820	19,734	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、知恵の和館照明LED化工事施工により。
小計			1,914	17,820	19,734	
体育施設管理事業						
	工事請負費	工事請負費	1,371	11,275	12,646	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、函南町体育館アリーナ部照明LED化工事施工により。 11,000千円 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、函南町体育館駐車場照明LED化工事施工により。 275千円
小計			1,371	11,275	12,646	
木立キャンプ場管理事業						
	工事請負費	工事請負費	934	935	1,869	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、木立キャンプ場照明LED化工事施工により。
小計			934	935	1,869	
合 計			22,553	46,976	69,529	



事 務 連 絡
令和 6 年 1 月 31 日

教育委員 各位

学 校 教 育 課 長

令和 5 年度卒業式及び令和 6 年度入学式へのご臨席について

令和 5 年度卒業式・卒園式及び令和 6 年度入学式・入園式について、別紙のとおり調整させていただきましたので、各委員ご来賓としてご臨席をお願い申し上げます。

なお、案内状につきましては、各校・園より発送いたします。
よろしく願いいたします。

令和5年度卒業・卒園式 及び 令和6年度入学・入園式ご臨席一覧表

卒業・卒園式

学校（園）名	挙 行 日	開式時間 (予定)	御臨席依頼者(敬称略)			
春光幼稚園	3月18日(月)	9:30	学校教育課 若月参事(祝辞)			
丹那幼稚園	〃	9:30	渡邊委員(祝辞)			
二葉こども園	〃	9:30	子育て支援課 渡辺課長(祝辞)			
間宮幼稚園	〃	9:30	勝俣委員(祝辞)			
みのり幼稚園	〃	9:30	小永井委員(祝辞)			
自由ヶ丘幼稚園	〃	9:30	宮城島委員(祝辞)			
函南小学校	3月19日(火)	9:00	田口議長(祝辞)	梅原教育次長		
丹那小学校	〃	9:00	佐野副町長(祝辞)	渡邊委員		
桑村小学校	〃	9:10	杉村副議長(祝辞)	勝俣委員		
東小学校	〃	9:10	仁科町長(祝辞)	宮城島委員		
西小学校	〃	9:00	久保田教育長(祝辞)	小永井委員		
函南中学校	3月19日(火)	13:30	仁科町長(祝辞)	久保田教育長	渡邊委員	勝俣委員
東中学校	〃	13:30	田口議長(祝辞)	佐野副町長	小永井委員	宮城島委員

入学・入園式

学校（園）名	挙 行 日	開式時間 (予定)	御臨席依頼者(敬称略)			
函南小学校	4月5日(金)	9:00	久保田教育長(祝辞)	小永井委員		
丹那小学校	〃	10:00	田口議長(祝辞)	教育次長		
桑村小学校	〃	10:00	佐野副町長(祝辞)	渡邊委員		
東小学校	〃	9:25	杉村副議長(祝辞)	勝俣委員		
西小学校	〃	9:30	仁科町長(祝辞)	宮城島委員		
函南中学校	4月5日(金)	13:30	田口議長(祝辞)	佐野副町長	小永井委員	宮城島委員
東中学校	〃	13:30	仁科町長(祝辞)	久保田教育長	渡邊委員	勝俣委員
春光幼稚園	4月8日(月)	9:30	宮城島委員(祝辞)			
丹那幼稚園	〃	9:30	学校教育課参事(祝辞)			
二葉こども園	〃	9:30	渡邊委員(祝辞)			
間宮幼稚園	〃	9:30	子育て支援課長(祝辞)			
みのり幼稚園	〃	9:30	勝俣委員(祝辞)			
自由ヶ丘幼稚園	〃	9:30	小永井委員(祝辞)			

※ 開式時間は予定時間を掲載しております。参集時間等は学校から発送される案内状をご確認ください。

函南町教育委員会後援申請一覧 (令和6年1月定例教育委員会分)

	事業名	主催者名	開催日 開催場所	入場料	過去承認	報告有無
1	第45回明治大学 マンドリン倶楽部定期演奏会	明治大学校友会沼津地域支部 支部長 鈴木 正二	令和6年4月27日(土) 沼津市民文化センター 大ホール	有料	有	有
2	金管楽器 体験見学会	伊豆ジュニアプラス 団長 吉田 章	令和6年3月30日(土) 長岡総合会館 アクシスかつらぎ 多目的ホール	無料	有	有
3	以下余白					
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

(第1号様式)

令和5年12月14日

函南町教育委員会

教育長 久保田 浩子 様

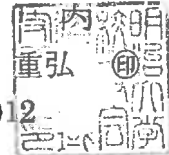
住 所 沼津市杉崎町6-1

申請者

富士峰建設㈱

氏 名 幹事長 長岡

(連絡先) 055-921-4012



後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	第45回明治大学マンドリン倶楽部定期演奏会		
期 日	令和6年4月27日(土) 16:30 ~ 19:00		
会 場	沼津市民文化センター 大ホール		
主催者	団体名	明治大学校友会沼津地域支部	
	代表者	支部長 鈴木 正二	
	所在地	沼津市杉崎町6-1 富士峰建設内	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	有・無 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	なし
		後 援	静岡新聞社、静岡放送、沼津市、沼津市教育委員会、三島市、三島市教育委員会、長泉町、長泉町教育委員会、清水町、清水町教育委員会、函南町、函南町教育委員会、伊豆の国市伊豆の国市教育委員会

受付
5.12.19
生涯学習課

事業の対象と目的	勉学の傍ら日本全国において演奏活動を続け活躍している明治大学マンドリン倶楽部の演奏会を開催し、県東部地域の皆様に演奏を堪能していただくと共に演奏を通じて地域の文化の振興に資する。		
事業内容	演奏会は2部構成で、第1部は「日本の詩情」と題し、「丘を越えて」、「津軽組曲」、「影を慕いて」等を、第2部は「名曲アルバム」と題し、「ロミオとジュリエット」、「カタリカタリ」、「帰れソレントへ」等を演奏します。(令和5年実績) 指揮は今年も明治大学マンドリン倶楽部常任指揮者、甲斐靖文氏が行います。今年の演奏曲目は、前回よりも更に皆様に楽しんでいただけるよう選曲中です。(前回44回のプログラムを添付)		
申請理由	函南町を含め多くの皆様に素晴らしい演奏を提供すると共に東部地域の人々の交流の場を設けることに対しご支援をお願い致します。		
入場料	有 料 ・ 無 料	有料の場合の金額	2,500 円

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

収 支 予 算 書

1 収入

区 分	金 額	適 要
入場券売上	2,750,000	@2,500X1100 名
プログラム広告掲載料	320,000	32 社
合 計	3,070,000	

2 支出

区 分	金 額	摘 要
出演料	600,000	
交通費	500,000	
会場使用料	355,000	
印刷費 プログラム	545,000	
〃 ポスター	150,000	
〃 チラシ	45,000	
〃 チケット	45,000	
ステージ人件費	150,000	
ピアノ調律費	30,000	
打楽器借用料	50,000	
出演者食費	150,000	
新聞広告費	150,000	
音楽著作権費	100,000	
会議費	100,000	
委託販売手数料	30,000	
事務諸経費	70,000	看板、花束、事務用品、コピー等
合 計	3,070,000	



明治大学マンドリン倶楽部

第44回 定期演奏会

2023
4/22^(土)

沼津市民文化センター

(大ホール) 開場 16:00 / 開演 16:30



ゲスト 角田 和弘
(テノール歌手)



指揮 甲斐 靖文
(音楽監督/常任指揮者)



2020年撮影者 小池庄市

楊原・大朝神社厳冬海中みそぎ祭り 牛臥山公園小浜海岸

主 催：明治大学校友会沼津地域支部

後 援：静岡新聞社・静岡放送

沼津市、沼津市教育委員会、三島市、三島市教育委員会、長泉町、長泉町教育委員会、
清水町、清水町教育委員会、函南町、函南町教育委員会、伊豆の国市、伊豆の国市教育委員会

新型コロナウイルスの影響により、令和2年から昨年まで3回の定期演奏会を中止せざるをえませんでした。特に令和2年は準備が終わりチケット販売を始めていた時期でのパンデミックであり影響も大でした。今年は4年ぶりに開催することができ、地域の皆様に明治大学マンドリン倶楽部の伝統の音楽をお届けできることを大変うれしく思います。

大正12年に音楽を楽しみたい古賀政男をはじめ数名の学生により創部された明治大学マンドリン倶楽部は、昨年創部100周年を迎え、11月に東京で創部100周年記念演奏会並びに祝賀会が盛大に開催されました。100年の歴史のうち50年は古賀政男先生が、その後50年余を音楽監督・常任指揮者の甲斐靖文先生が指導を続けてくださっております。昨年、当地では新型コロナウイルスの影響により定期演奏会を中止せざるをえませんでした。今回「創部100周年記念」のタイトルをつけてよいとお墨付きをいただき定期演奏会を開催することとなりました。3年間の中止がなければ47回になるはずでしたので、沼津地域支部の定期演奏会も半分近くの歴史を数えることになります。これは静岡新聞社をはじめとして近隣市町とその教育委員会の後援をいただいていること、校友会沼津地域支部の役員・幹事の長年にわたる伝統を守ろうという努力、そして何より明治大学マンドリン倶楽部の学生の音楽を愛してくださっている皆様のご支援があつてのことと感謝申し上げます。

学生は4年間で卒業していきますので、世代を増すごとに音楽は常に新しい組み合わせで出来上がっています。そこに流れているのは、水準の高い音楽性を求め、選曲や編曲で支持されている伝統と、厳しい練習に裏打ちされた音楽性にあり、アマチュア音楽団体の雄として活躍しております。新型コロナウイルスによって練習や演奏会で活動に制約を受けました。また、今年主将を務める瀬尾そよかさんは地元出身ですので、4年生で初めて沼津での定期演奏会ができると喜んでくれています。このように3年間もの新型コロナウイルスの影響は様々な方面に影響を与えました。役員・幹事、お客様も4歳年齢が増え時代も変わりました。校友は校友会活動に参加して若い活力をいれていただき、お客様はこれからも明治大学マンドリン倶楽部の定期演奏会にご理解ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

明治大学マンドリン倶楽部によせて

明治大学長 大六野 耕作

このたび、明治大学マンドリン倶楽部演奏会が盛大に開催されますこと、心よりお慶び申し上げます。また、多くの皆さま方にご来場いただきまして、誠にありがとうございます。

明大マンドリン倶楽部は、大正12年(1923年)の創設以来、他の追従を許さない合奏団として100年の伝統を築き、この間、故・古賀政男先生作曲の「日本橋から」や「影を慕ひて」をはじめとする数々の名曲を奏で、聴衆の皆様から希望と感動を与えてまいりました。この歴史は、多彩な経験と確かな技術力を有する指導者のもと、多数の先輩諸氏から部員ひとり一人に確実に伝承されており、音楽のジャンルを超えて繰り広げられる幅広い演奏は、世代を問わず多くのファンを魅了し続けております。

このような素晴らしい旋律を奏でる学生達は、ほとんどが音楽経験者ではありませんが、日々のたゆまぬ努力と楽器への想いが、聴き手の心に響く演奏を生み出しているのです。本日ご来場の皆さまには、是非、「明大マンクラ」の伝統である「フォルテッシモの明治」の言葉のとおり、マンドリンの音の広がりとしのび、そして弾かれた弦から伝わる幾重にも折り重なった紫紺の響きを、心行くまでお楽しみいただければと存じます。

結びにあたり、日々指導にあたられている関係者の皆さまに心からの感謝を捧げるとともに、明治大学マンドリン倶楽部の益々の活躍をご祈念申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。

マンドリン倶楽部ご挨拶

明治大学マンドリン倶楽部第101代主将 瀬尾 そよか

明治大学マンドリン倶楽部の演奏会にお越しいただき、誠にありがとうございます。

我々マンドリン倶楽部は、昨年創部100周年を迎えました。これもひとえにバトンを絶やさず伝統を繋いできた先輩方、活動を支えてくださったスタッフや関係者の皆様、そして応援して下さる皆様のおかげです。改めて御礼申し上げます。

2020年、新型コロナウイルスによる影響により演奏会や日頃の練習から合宿まで、マンドリン倶楽部でもあらゆる活動が停止しました。そのような中入部した私たち学年が、いよいよマンドリン倶楽部をリードする立場となりました。この数年間は私たちにとっても、そして皆様におかれましても厳しく難しい期間であったと思いますが、私はそのような中だからこそ音楽の持つ力の素晴らしさを改めて実感しました。本日の演奏でも、皆様の明日への勇気や希望を届けることができたなら、これに勝る喜びはありません。難しい時期を乗り越えんとすることで、失われてしまった以前の持ち味もあることと思います。しかしながら、私たちはこれからも皆様とともに前に進み続けます。101年目を担う我々部員一同は、これまでの伝統を引き継ぎながら新しい挑戦を続けて参ります。どうぞ今後の活動にもご期待ください。

本日は、長い伝統に裏打ちされた安定感と懐かしさ、そして若さや前向きさの溢れる爽やかなステージをお届けします。どうぞ最後まで、ごゆっくりお楽しみください!

PROGRAM

第1部 …… 日本の詩情

Op 明治大学校歌

1 行進曲「丘を越えて」

2 幻想曲「時の流れ」

3 津軽組曲より「春」

4 津軽組曲より「夏」

5 サルサ・東京ラブソディ

6 望郷の古賀メロディメドレー

♪緑の地平線～♪人生の並木路～♪サーカスの唄～♪誰か故郷を想わざる

7 窓にもたれて（唄：野秋百合子）

8 ボレロ・悲しい酒

9 ふるさとの雲（唄：角田和弘）

10 影を慕いて（唄：角田和弘）

第2部 …… 名曲アルバム (約60分)

Op エレクトリカルパレード

1 わたしのお気に入り

2 ロミオとジュリエット

3 ラ・クンパルシータ

4 Sing, Sing, Sing

5 キエレメモーチョ

6 1970年代 フォークポップスメドレー

7 ティコティコ

8 カタリカタリ（唄：角田和弘）

9 いま欲しいのは（唄：角田和弘）

10 帰れソレントへ（唄：角田和弘）

※曲順・曲目は変更になる場合があります。予めご了承ください。

明治大学校歌

児玉花外 作詞
山田耕筰 作曲

1、白雲なびく駿河台

眉秀でたる若人が
撞くや時代の暁の鐘
文化の潮みちびきて
遂げし維新の栄になふ
明治その名ぞ吾等が母校
明治その名ぞ吾等が母校

2、権利自由の揺籃の

歴史は古く今もお
強き光に輝けり
独立自治の旗翳し
高き理想の道を行く
我等が健児の意気をば知るや
我等が健児の意気をば知るや

3、霊峰不二を仰ぎつつ

刻苦研鑽他念なき
我等に燃ゆる希望あり
いでや東亜の一角に
時代の夢を破るべく
正義の鐘を打ちて鳴らさむ
正義の鐘を打ちて鳴らさむ



リバティタワー
(駿河台キャンパス)

明治大学マンドリン倶楽部 PROFILE

マンドリン倶楽部は1923年(大正12年)、後に日本を代表する作曲家となる古賀政男の他、数名の学生たちによって創部され、本年(2023年)まで100年以上の長い歴史を築いてまいりました。卒業生の中からは作曲家、編曲家、演奏家、テレビ・ラジオ・レコード会社等、音楽関係で活躍する人達を輩出しております。

日本各地から招かれての全国公演に加え、イタリアや中国、アメリカなど数か国で海外公演を行うなど、世界的舞台で活躍をするマンドリンオーケストラです。

クラシック、ポピュラー、映画音楽、ラテン音楽、各国の民謡や日本の歌謡曲、古賀メロディー等あらゆる音楽にチャレンジしており、大衆の皆様に愛される音楽を目指しております。

古賀政男先生の任命により2代目の指揮者として倶楽部卒業生の作曲家・編曲家である甲斐靖文氏が音楽監督、常任指揮者としてマンドリン倶楽部独特のサウンドを作り上げ、51年間貢献されています。



イタリアにて



(第1号様式)

令和6年1月4日

函南町教育長 様

住 所 駿東郡清水町湯川 127-6

申請者

氏 名 白鳥 剛教

(連絡先) 090-1750-8647



後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	金管楽器 体験見学会		
期 日	令和6年3月30日(土) 午前9:30~午前11:40		
会 場	長岡総合会館 アクシスカつらぎ 多目的ホール		
主催者	団体名	伊豆ジュニアブラス	
	代表者	団長 吉田 章	
	所在地	三島市中 144-14	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	☒ 有・無 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	
		後 援	三島市教育委員会、清水町教育委員会、長泉町教育委員会、伊豆の国市教育委員会

裏面があります。

事業の対象 と 目 的	対象：おもに三島市、伊豆の国市、伊豆市、函南町、清水町、長泉町の小学校に通う小学3年から6年生までの児童ならびにその保護者 目的：さまざまな種類の金管楽器を実際に吹いてみて、音の出し方や音色を感じてもらう。また、音楽と楽器への理解を深め、自己表現の増進や新たな音や感覚の世界との出会いを創出し、広く芸術の入り口を啓蒙する。		
事業内容	・伊豆ジュニアプラス指導スタッフによる楽器紹介と、演奏披露 ・金管楽器を実際に吹いてみる体験会 ・伊豆ジュニアプラスによる演奏披露		
申請理由	多くの人に知ってもらう為		
入場料	有 料 ・ 無 料	有料の場合の金額	円

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

金管楽器を吹いてみよう!

金管楽器って、
なに?

どんな音が
するんだろう?

じっさい 実際に ^{みる} 見て、^{さわ} 触って、^ふ 吹いて みませんか?

参加費 無料

^ふ 吹いてみたい子、^{きょうみ} 興味のある子、あつまれ~!

♪ 令和6年 3月30日 (土) 9:50~11:40 (受付 9:30~)

♪ 長岡総合会館 アクシスかつらぎ 多目的ホール (伊豆の国市古奈255)

※ 駐車場は、会館南側の第4駐車場をご利用ください。

♪ 対象 ... **小学校 新3年生~新6年生**

定員 50名程度

(申込締切 3月23日)

♪ 持ち物 ... ^も 水筒、^{もの} タオル

主催：伊豆ジュニアブラス

後援：伊豆の国市、三島市、伊豆市、函南町
長泉町、清水町 各教育委員会

問い合わせ《メールのみ》

izu_junior_brass@yahoo.co.jp

~ タイムスケジュール ~

9:30 受付開始

9:50 開会あいさつ、説明
楽器紹介、参考演奏

10:00 体験開始
金管楽器、打楽器

11:00 体験終了

11:10 伊豆ジュニアブラス
演奏

11:35 閉会あいさつ

11:40 終了予定

G.S.

伊豆の国市

伊豆
大塚

地下駐車場
80台
屋外駐車場

伊豆
大塚

伊豆の国市



第4駐車場
50台

参加申し込み 右記QRコードにて、お申し込みください。

※ 状況によっては、延期や中止となる可能性もあります。ご了承ください。
なお、その際、申し込みされた方にはメールでお知らせいたします。



☆過去の体験の様子☆



※今年は、体験する楽器を
3つ程度に制限させてい
ただく予定です。



音の出し方などを、伊豆
ジュニアブラスの子たち
がアドバイスします。



- ・編成 金管バンド（コルネット、トランペット、アルトホルン、トロンボーン、ユーフォニアム、チューバ、打楽器）
- ・活動日 月2回程度。基本的に、第1・第3土曜日の午後（13:15～16:15）
- ・活動場所 三島市立錦田小学校、北小学校 （基本的に保護者による送迎）
- ・活動費 1か月 1,000円
- ・団員 小学校3～6年生 52名 [三島、田方、駿東地区の小学生]
- ・指導スタッフ 22名（各パートに指導者がつきます）、中高生サポーター12名
- ・楽器 近隣の小学校で使われていない楽器を再生したものを、無料で貸与します。

・これまでの主な活動

- 2014年度 金管楽器体験講座（8月）、伊豆ジュニアブラス 結成（9月）
静岡県小学校管楽器合奏フェスティバル（沼津市民文化センター）初ステージ
- 2015年度 三島夏祭りプラスステージ、伊豆中央高校吹奏楽部 冬のコンサート、楽寿の森芸術祭
- 2016年度 東京ディズニーシー15周年スペシャルパレード演奏、ハッスルマッスル三島公演
- 2017年度 静岡県教育研究会音楽教育研究部夏季研究大会 研究演奏、JAまつり
全国小学校管楽器合奏フェスティバル東日本大会 ※県代表（横浜みなとみらいホール）
- 2018年度 いずはこねフェスタ、JAまつり、三島フィルファミリーコンサート
- 2019年度 長岡寮湯の家夏祭り、オレンジゴスペルコンサート、箱根の里まつり
- 2020年度 十国マルシェ 出演、第1回スペシャルコンサート開催、伊豆長岡温泉温泉場お散歩市
- 2021年度 熱海姫の沢公園スポーツフェスタ、三島楽寿園菊まつり「肉じゅえん」
- 2022年度 道の駅「伊豆ゲートウェイ函南」開駅5周年式典、ひだまりマルシェ
十国峠「展望デッキ」オープニングイベント、三島大祭り プラスステージ
全国小学校管楽器合奏フェスティバル東日本大会 ※県代表
（東京都 府中の森芸術劇場どりーむホール）
伊豆長岡温泉 温泉場お散歩市7周年、吹奏楽アカデミーinみしま
- 2023年度 川の駅伊豆城山オープンイベント オープニングセレモニー
神奈川県西部「開成ジュニアアンサンブル」との交流会（裾野市民文化センター）
静岡県小学校管楽器合奏フェスティバル（長泉町文化センターパルフォーレ）
全国小学校管楽器合奏フェスティバル 東日本大会（横浜 みなとみらいホール）
第4回スペシャルコンサート（三島市民文化会館ゆうゆうホール）

【毎年】

- ・静岡県小学校管楽器合奏フェスティバル
- ・スペシャルコンサート（自主開催）
- ・金管楽器体験会



Instagram



Facebook



X [twitter]



伊豆ジュニアブラス団則

第1章 総 則

第1条 (名称)

本団の名称を伊豆ジュニアブラスとし、略称を IJB とする。

第2条 (設立年月日)

2014 年 9 月 4 日

第3条 (練習場所)

本団の練習場所を下記とする。

静岡県三島市谷田 966

三島市立錦田小学校音楽室

第4条 (目的)

本団は、設立有志の理念を尊重し金管楽器、打楽器の練習を通じ、演奏技術の習得は基より音楽の楽しさ、アンサンブルの楽しさ、創造性、協調性並びに社会性を育むこと。多くの発表する場を通じチャレンジ精神と自信を養うこと。音楽教育の基本を尊重し感性豊かな児童の育成と地域の音楽推進に寄与することを目的とする。

第5条 (活動)

1 本団は、以下の人員により活動を推進する。

- (1) 団員は、三島、田方、駿東及び近隣地域の小学校 3 年生から 6 年生を対象に金管楽器等の演奏を希望する児童。
- (2) 指導者は、音楽の基本及び演奏力における指導力が認められ、本団の指導者として相応しい人格を持つ者として団長が認めた者。
- (3) 保護者は、団の趣旨を理解し運営に協力する全ての団員保護者。
- (4) 中高生サポーターは、本団を卒団後も団員のサポートを希望する中学生及び高校生。
- (5) 協力隊は、団の趣旨を理解し運営に協力する卒団生及びその保護者。

2 練習は以下のように定める。

練習は、原則月 2 回土曜日に第 3 条の定めによる場所で行い、午後 1 時 30 分から 4 時 00 分まで行う。ただし、イベント参加前等はこの限りでない。

3 演奏活動

- (1) 年に数回の演奏活動を行う。
- (2) 小学生を対象とした「金管楽器を吹いてみよう」を年一回開催し、入団希望者の受入れと吹奏楽の振興を行う。
- (3) その他演奏依頼やイベント参加については都度団会議で協議し決定する。

第6条（団の運営）

本団の運営は、指導者会役員が主導し指導者会、後援会が共に連携して行う。

第7条（楽器類）

本団は、教育機関等からの寄付、譲渡並びに借受けた楽器類の他、団費により購入した楽器類を所有管理する。これを団員及び指導者に無償貸与する。

第2章 組 織

第8条（構成）

本団は、次の構成をもって組織する。

- (1) 入団した全ての児童は団員となり、団員間の融和と謙虚な姿勢を持って指導を受けるため、団員の代表としてリーダー及び副リーダーを置く。各パートにはパートリーダーを置く。
- (2) 指導者会は、全ての指導者により構成する。指導者は研鑽を惜しまず、団員が音楽を楽しみながら演奏技術の習得が出来るよう指導の質の向上を目指すための会を置く。
- (3) 後援会は、団員全ての保護者により構成する。練習時や演奏発表会行事の補助、指導者の補助をする等、団の運営を積極的にサポートするための会を置く。
- (4) 中高生サポーターは、本団の理念、運営、活動に賛同する本団を卒団した中学生及び高校生により構成する。指導者の指示のもと、団員への指導の補佐および演奏のサポートを行う。
- (5) 協力隊は、本団の理念、運営、活動に賛同する卒団生及びその保護者により構成する。指導者会役員または後援会と連携し、本団の活動に必要な支援を行う。

第3章 団 員

第9条（行動規範）

- 1 リーダーは、団員の代表として全ての団員に対し、規律を守らせることに努める。
- 2 副リーダーは、リーダーのサポートをする。リーダーが欠席の場合その代わりを務める。
- 3 パートリーダーは、各パートをまとめることに努める。
- 4 団員
 - (1) 全ての団員は、楽器の演奏を通じ音楽を楽しみ、演奏技術の向上に努め、調和する音を目指すこと。
 - (2) 指導者の熱意に感謝し、教えられたことを自らの演奏に生かすこと。
 - (3) あいさつ、返事を気持ちよく大きな声で実践すること。
 - (4) 楽器を大切に扱い、手入れを怠らないこと。
 - (5) 練習場、イベント会場の使用後に清掃をしっかりとすること。

第 10 条（入団及び退団）

- 1 入団

入団を希望する児童は、入団申込書、画像（写真・動画）の使用・掲載に関する承諾書、保険申込書に必要事項を記入の上団長宛に提出する。団長はそれを承認し、団費等の費用の納入をもって入団となる。また、保護者は団則を承諾し、後援会会員となる。
- 2 退団
 - (1) 本団は、小学校卒業をもって卒団となる。団員と保護者は貸与された楽器を返却しメンテナンス代 500 円（個人の楽器使用者を除き、パーカッションを含む）を納入して卒団する。同時に卒団証書が授与される。卒団証書は卒団した団員に発行する。
 - (2) 中途退団を希望する場合は、退団届を団長宛に提出する。団長はこれを承認し、団員と保護者は貸与された楽器を返却しメンテナンス代 500 円（個人の楽器使用者を除き、パーカッションを含む）を納入して退団する。
 - (3) 団員または保護者が団の運営に多大な支障をきたす行為、事態を生じさせた場合は、団会議で協議の上、団長は退団させることが出来る。
 - (4) 団員が定められた費用を長期に渡り滞納した場合、団会議で協議の上、団長は退団させることが出来る。
- 3 費用
 - (1) 団費は、月額 1,000 円とし、月途中の入団であっても日割り計算はしない。会費の納入は半期毎 6,000 円を一括して会計に前払い納入する。
 - (2) 特別費用は、遠征、その他の活動における特別な費用が必要になった場合に徴収する。
 - (3) 中途退団した場合は、退団月の翌月以降の前払い団費を返金する。

- (4) メンテナンス代は、卒団、中途退団に伴う楽器返却時に前項の定めにより団費とは別に徴収する。
- (5) その他団会議で承認された費用。

第4章 指導者会

第11条（組織）

- 1 指導者会には次の役員を置く。

団長	1名
監事	1名 後援会の会計監査を兼務する。
リーダー	1名
副リーダー	若干名
事務局	1～2名
- 2 指導者会には、前項の役員のほか複数名の指導者を置く。
- 3 役員は、指導者会の互選により選任する。

第12条（役割）

- 1 役員の役割を次のように定める。
 - (1) 団長は、団を代表し統括する。
 - (2) 監事は、団の活動を監督する。また、会計監査を兼務する。
 - (3) リーダーは、指導者と団員を統括し指導する。
 - (4) 副リーダーは、リーダーを補佐する。
 - (5) 事務局は、練習会場の確保、新入団員の募集要項、会議議事録の作成、対外的な連絡、調整等を行うと共に後援会との連携を緊密に行う。
- 2 役員は、指導者を兼務する。
- 3 指導者は、役員の指導方針に従い団員の演奏技術の向上のみならず、音楽の楽しさが感じられるよう指導する。
- 4 各パートの指導者は、曲の練習のみならず、基礎的な練習、その他各パートに則した練習方法を取入れ、より良い指導法を選択して指導にあたる。

第13条（選任及び任期）

- 1 指導者の選任は、既指導者、保護者が推薦人となり、団会議において協議し団長が承認する。
- 2 指導者の任期は特に定めない。指導者が自ら辞意を表した場合、団長はこれを承認する。

第14条（指導者会議）

指導者会は、必要に応じて団長が召集し、指導に関する事項その他を協議することが出来る。

第5章 団 会 議

第15条（団会議）

- 1 団会議は、指導者全員、後援会役員及び係で構成し、日常的な課題、連絡事項等を協議する。また、第3項の事項を審議し決定する。ただし後援会係は、本決議に加わることが出来ない。
- 2 原則毎月第一練習日に行う。
- 3 次の事項について団総会の報告及び説明事項として審議し決定する。
 - (1) 収支決算実績及び次年度収支予算に関する事項。
 - (2) 新年度の練習日計画及び演奏活動計画等。
 - (3) 団総会開催に関する事項。
 - (4) 特別費用の徴収に関する事項。
 - (5) 団費の改正に関する事項。
 - (6) 団則の改正。
 - (7) その他重要な事項。

上記の決定事項は、指導者全員及び後援会役員の過半数以上が出席し、過半数以上の賛成により決定する。決定した事項については、団総会の報告及び説明事項とする。

第6章 後 援 会

第16条（組織）

- 1 後援会は、本団の理念、運営、活動に関する事項を尊重し、団員の音楽活動が円滑に推進できるよう支援する組織である。
- 2 後援会は、全ての団員保護者で構成する。
- 3 後援会には次の役員を置く。なお、会計、庶務については、年度により必要に応じて定員を増員することができる。

会 長	1 名
副 会 長	1 名
会 計	2 名
庶 務	2 名

会計監査 2名 内1名は本団の監事が兼務する。

- 4 後援会には、前項の役員のほか下記の係を置く。なお、年度により必要に応じて定員を増員することができる。

楽 器 管 理 3～4名

施 設 管 理 4～6名

イベントスタッフ 8名

第17条（役割）

- 1 役員の役割を次のよう定める。

- (1) 会長は、練習、イベント等において後援会を統括する。また、指導者会との連携を緊密に行い円滑な団運営が行われるよう指導力をもって行動する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し円滑な団運営が行われるよう行動する。
- (3) 会計は、団費、特別会費等団の財産を把握管理し、ユニフォームの注文手続き等、団長及び会長の承認のもと会計全般を行う。会計年度末における会計監査を受けた収支決算実績を団会議において詳細説明し承認を得る。また、次年度収支予算案を指導者会役員と調整の上作成し団会議の承認を得る。
- (4) 庶務は、日常の団の行事、運営に係る出席管理、清掃、駐車場当番に係る管理、連絡網の発信、入団申込み、連絡網登録等を行う。
- (5) 会計監査は、会計年度末における会計全般について監査を実施し、監査報告書を作成する。

- 2 係及び団員保護者の役割を次のように定める。

- (1) 楽器管理は、団員等に貸与している楽器の管理番号を付した名札、シールを定期的に確認し管理する。
- (2) 施設管理は、練習前日の鍵の受取、当日の開錠、戸締り等を行い練習日後に鍵の返却を交替で行う。
- (3) イベントスタッフは、イベント時に楽器運搬、会場設営、誘導、各係の補助を行う。
- (4) その他必要に応じて庶務が係を募る。
- (5) 団員保護者は、団の趣旨を理解し、団の行事や後援会の運営に協力し、練習、イベント等において、駐車場当番その他のサポートには積極的に参加しなければならない。また、団運営全般に関する事項については、指導者会に一任し干渉しないものとする。

第18条（役員の選任）

最高学年の保護者が中心となり、次年度後援会役員を互選により選任する。選任された役員は、団会議の報告事項とする。

第 19 条（任期）

役員及び係の任期は 1 年とする。ただし、再任は妨げない。補欠の任期は前任者の残任期間とする。

第 20 条（後援会議）

会長は、必要に応じて会員全員を召集し、後援会の役割等について協議することが出来る。

第 7 章 会 計

第 21 条（会計）

- 1 本団の運営費は、団員より徴収した団費等の他、寄付金品、補助金等をこれに充てる。
- 2 収入は本団に必要な経費に費消する。
- 3 団費の総額は、団会議にて決定する。
- 4 その他必要に応じて、特別費用を徴収する。
- 5 団費より下記の定めにより香料を支出することが出来る。

・ 団 員	本人、父母が死亡した場合	5,000 円
・ 指導者	本人、配偶者、実父母が死亡した場合	5,000 円
- 6 本団の会計年度は 4 月 1 日から 3 月 31 日とする。
- 7 毎年年度末における会計帳簿等について、会計監査による監査を受け、監査結果を証する書面を受領する。

第 8 章 団 総 会

第 22 条（総会）

- 1 本総会は、指導者全員及び後援会会員により構成する。
- 2 団総会は、年一回以上開催する。

第 23 条（招集）

本総会は、団長が招集する。

第 24 条（報告及び説明事項）

団総会において下記の事項について報告または説明する。

- (1) 収支決算実績及び次年度収支予算に関する事項。
- (2) 次年度指導者役員、後援会役員及び係に関する事項。
- (3) 特別費用の徴収に関する事項。
- (4) 団費の改正に関する事項。
- (5) 団則の改正が行われた場合、その改正内容に関する事項。
- (6) その他報告及び説明が必要な事項。

第9章 生活と安全

第25条（生活指導）

- 1 指導者、保護者は、団員に対しあいさつ、返事などの生活指導を励行し、団員は、これを実践出来るよう心がけなければならない。
- 2 団は、スポーツ安全保険に加入できる施策を講じ、団員及び中高生サポーターはこれに加入する。
- 3 保護者は、送迎時に交通事故、事件等に遭遇しないよう最善の注意を怠らないこと。
- 4 万が一交通事故等が発生した場合は、加入保険の補償内で対応し、当事者以外の団及びその他会員はその責任を負わない。

第10章 帳簿

第26条（記録）

本団には、伊豆ジュニアプラスの団則と次の帳簿を置く。

- (1) 団員、指導者会会員、後援会会員、中高生サポーター、協力隊員の各名簿。
- (2) 演奏会等団の行事、活動記録簿。
- (3) 会議議事録。
- (4) 金銭出納帳、会計帳簿及び収支決算報告書等。

第11章 本団則の改正

第27条（団則の改正）

本団則は、団会議で改正することが出来る。

付 則

本団則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

令和 2 年 4 月 1 日付下記を改正。

- 1 第 10 条第 2 項及び第 3 項を改正。
- 2 第 11 条第 1 項を改正。
- 3 第 12 条第 1 項及び第 3 項を改正。
- 4 第 16 条第 3 項及び第 4 項を改正。
- 5 第 17 条第 1 項及び第 2 項を改正。

令和 4 年 6 月 4 日付下記を改正。

- 1 第 5 条第 1 項を改正。
- 2 第 8 条を改正。
- 3 第 10 条第 1 項を改正。
- 4 第 11 条第 1 項及び第 2 項を改正。
- 5 第 12 条第 1 項を改正。
- 6 第 16 条第 3 項及び第 4 項を改正。
- 7 第 17 条第 1 項及び第 2 項を改正。
- 8 第 25 条第 2 項を改正。
- 9 第 26 条を改正。